

平成17年第6回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成17年12月12日（月曜日）

議事日程（第7号）

平成17年12月12日（月）午前10時00分開議

第1 一般質問

第2 議案第290号及び議案第291号

第3 発議案第14号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（58名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
21番	欠員	22番	岩崎隆寿君
23番	高野庄嗣君	24番	羽入高行君
25番	中村良夫君	27番	若林直樹君
28番	田中文夫君	29番	金子健治君
30番	村川四郎君	31番	高野正道君
32番	名畑清一君	33番	志和正敏君
34番	金山教勇君	35番	臼木善祥君
36番	渡邊庚二君	37番	佐藤孝君
38番	金光英晴君	39番	葛西博之一君
40番	猪股文彦君	41番	川上龍一君
42番	本間千佳子君	43番	大場慶親君
44番	金子克己君	45番	本間武雄君
46番	根岸勇雄君	47番	牧野秀夫君

48番	近藤和義君	49番	熊谷実君
50番	本間勇作君	51番	祝優雄君
52番	兵庫稔君	53番	梅澤雅廣君
54番	竹内道廣君	55番	渡部幹雄君
56番	大澤祐治郎君	57番	肥田利夫君
58番	加賀博昭君	59番	岩野一則君
60番	浜口鶴藏君		

欠席議員（1名）

26番	石塚一雄君
-----	-------

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	助役	大竹幸一君
助役	親松東一君	総務課長	大齋藤英夫君
財政課長	浅井賀康君	市民課長	青木典茂君
企画情報課長	中川義弘君	社会福祉課長	熊谷英男君
環境保健課長	大川剛史君	医療課長	木村和彦君
農林水産課長	本間俊一郎君	観光商工課長	市川求君
建設課長	佐藤一富君	水道課長	田畑孝雄君
会計課長	粕谷達男君	選管・監査事務局長	菊地賢一君
農業委員会会長	永井忠昭君	農業委員会事務局長	渡辺兵三郎君
教育長	石瀬佳弘君	教育委員長	豊原久夫君
教育委員会教育長	鹿野一雄君	教育委員会学習課長	坂本孝明君
選挙管理委員会委員長	林千隆君	消防長	加藤侑作君
両津支所長	末武正義君	相川支所長	大平三夫君
佐和田支所長	清水紀治君	新穂支所長	斎藤正君
畑野支所長	荒芳信君	真野支所長	山本真澄君
小木支所長	斉藤博君	羽茂支所長	古田英明君
赤泊支所長	渡辺邦生君	代監査委員	清水一次君

事務局職員出席者

事務局 長	佐々木	均	君	事務局次長	山	田	富巳夫	君
議事係 長	中	川	雅史	議事係	松	塚	洋樹	君

午前10時00分 開議

○議長（浜口鶴蔵君） おはようございます。ただいまの出席議員52名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告

○議長（浜口鶴蔵君） 本日の議事日程について議会運営委員長の発言を求められておりますので、これを許します。

猪股議会運営委員長。

〔議会運営委員長 猪股文彦君登壇〕

○議会運営委員長（猪股文彦君） 本日の議事日程に変更がございますので、ご報告申し上げます。

お手元に配付した議事日程第7号を見ていただきたいと思います。日程第3、発議案第14号が新たに加わっております。本案については、全国市議会議長会より本市議会に対して緊急の対応を要望されたことにより、各派会議等で内容を検討したものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（浜口鶴蔵君） 日程に従いまして、これより一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔にお願いいたします。

順位に従いまして、金山教勇君の一般質問を許します。

金山教勇君。

〔34番 金山教勇君登壇〕

○34番（金山教勇君） おはようございます。私も冒頭に、さきに亡くなられた佐々本文昭君のご冥福を祈りたいと思います。随分前から私も町村は違っても友達でありました。本当に惜しい人を先に立たせてしまったという気がします。

また、私のきょうの質問は産業廃棄物の中間処理施設の問題であります。この問題を議会で何度も質問させていただきながら感じたことは、今のこの時代にもこういう自治の形態というか形、こんな自治体があるのか、こういう思いを強くしました。それに伴って、やはり関係する住民の方たちは自治体の、行政のまなざしが公平でなく、公正でない、そういうことに怒りを覚えたり、また自分たちの思いが述べられる場所というもの、機会というものをつくってもらえなかった、こういうことに本当につらい思いをしてきょうまで来ているのだらうと思います。この処理施設も12月中旬、本格操業開始ということも耳にします。私は、これまでの間本当に自治体や行政が住民に目を向けなさ過ぎる、こういうことをやはり踏まえながら、鎮魂の気持ちを込めてきょうの質問をさせてもらおうと思います。ただ、これからに向かってはやはり二度とこういうことのないように、そのことにも触れて質問をいたします。

佐和田地区に建設された産業廃棄物中間処理施設をめぐる問題について。一つ、これまで多くの地区住民と関係団体に対し、不安と混乱を与えてきた産業問題であるが、業者による申請手続がなされ、県からの操業許可も近いと聞く。この間の経緯並びに今年中佐渡市の責任においてかかわった行為の内容と、

その経過について、できるだけ簡単に説明をお願いしたい。

二つ、今後佐渡市として関係住民、団体が抱き続けてきている行政への不信を取り除き、環境への影響を最小限にとどめ、住民生活に及ぼす不安をぬぐうためにどのような解決策、対応をもって当たるのか具体的に示されたい。

これは二つ目の大きな質問ですが、来年度から使用される中学校の教科書の決定、とりわけ全国の動向でも問題視され、注目されていた歴史、公民の教科書の採択をめぐって、佐渡市においてはどのような経過をたどったのか総括的に質問したいということでもあります。国の将来は、みんなが考えていることだろうと思います。しかし、目先だけの、現実対応だけの国のあり方、またそこに住む人たちの心の持ちよう、こういうものをせっかちになって決める危険性が指摘をされております。ある人に言わせれば、昭和10年代、15年戦争と言われた日本が日清、日露の後ずっと戦争し続けてきた、そういう昭和初期のきな臭い時代、世相というものを心配する、こういう声を聞きました。

一つは、歴史、公民、この教科書の採択がどのようにして決められたか、その経過、手順といいますか、そういうことについてお聞きをしたいと思います。

二つ目、教職員、保護者、関心を持つ市民の意見聴取の方法、またそれらの意見は採択協議に際し、どのように反映されてきたのか。

三つ目、今後の教科書採択の時期及びそれに向けた留意点などについてお伺いをしたいということであります。

この二つ目の教科書の質問につきましては、私また産業廃棄物の方でどうも時間をとりそうな気がしております。それで、できるだけ1回目のご答弁で詳しくご説明、また答弁いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、早速金山教勇議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

佐和田地区の産業廃棄物の中間処理施設については、市では昨年の夏ごろから住民の苦情に対しまして事業者と住民の調整を行ってまいりました。いまだ十分な結論には至っておりませんが、事業者は地元の了解を得て、12月から自ら排出した廃棄物だけの搬入と処理を開始していると聞いております。今後予想される本格稼働に当たっては、市が立ち会いのもとで住民と事業者との間で協定を結ぶことにより、理解をいただいてまいりたいというふうに考えております。我々は、島でばかりではなくて、どこでも生活すれば必ず自らが廃棄物を出すというふうな仕組みの中で現在いるわけでございますが、地域間の問題、それから自らの出した廃棄物の処理の問題も含めて、非常に大きな問題だというふうな認識では当然あるわけです。

詳細につきましては、担当課長に答弁させたいというふうに思います。

それから、学校の教科書等につきましては、教育長に説明をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 学校の教科書等について答弁を許します。

石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） それでは、教科書の採択についてお答えいたします。

まず、歴史、公民の教科書採択はどのようにして決められたのかということでありますけれども、これは歴史、公民に限らず、教科書につきましては公正な採択を期す観点から、教育委員会と保護者から成る教科書採択協議会というものを組織しております。ここで採択を協議します。調査、研究、協議を繰り返しまして採択を決めていくわけですが、この調査研究に当たりましては学校現場の調査委員あるいは選定委員を委嘱しまして、ここで例えば内容のわかりやすさであるとか、あるいは佐渡の地域性、地域に合ったものであるとか、あるいはもちろん学習指導要領に沿っているかどうかとかというような観点について、それぞれの教科書について調査してもらいます。それを採択協議会で報告してもらいまして、その報告に基づいて協議するわけですが、その場合に一つは教科書センターに見本の教科書を展示して、市民の皆さんに見ていただいております。そこで、いろいろなアンケートもとっておりますので、ご意見等いただきます。それから、実際に教科書を使う現場の先生方にもアンケートをとっております。そういうものを集約しまして、もちろんこれを協議会の方々、調査委員の方々にもこういうアンケートがあったということを配付しまして、そういうものを参考にもしながら調査委員あるいは選定委員はそれぞれの意見を持ち寄るわけであります。このようにして決められたものについて、最終的には佐渡市教育委員会が来年度使用のそれぞれの教科書を決めるということになります。

次に、教職員、保護者、関心を持つ市民の意見聴取の方法、またそれらの意見は採択協議に際し、どのように反映されたかということでありますが、まずとにかく教科書に関心を持って、皆さん方にたくさん見ていただかないと反映できないわけですので、市報「さど」あるいは報道機関などを通して佐渡市民に教科書展示会が行われているということを広く知っていただきまして、閲覧いただくようにご案内申しました。教職員からは、意見書を提出お願いしております。保護者、市民には、教科書展示会においていただいた折に、アンケートを先ほど申しましたようにご協力いただいております。これらを採択に反映するようにそれぞれの段階で、といいますのは調査委員会、選定委員会、協議会と、そういうところでその意見を反映しておるわけであります。

次に、今後の教科書採択の時期及びそれに向けての留意点でございますが、今度の中学校用教科書の採択は4年後の平成21年の予定です。今後の留意点としましては、やはりちょっと教科書展示会の広報が十分でなかったことあるのしょうけれども、来ていただく方がちょっと少なかったような気がしますので、この後はもっと、今両津支所で開いておるわけですが、もう少し皆さんの集まりやすい場所で広く見ていただいて、広く意見を求めて反映させていきたい、このように考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） それでは、佐和田地区に建設されました産業廃棄物中間処理施設をめぐる問題につきまして、市長答弁を補足してお答えしたいと思います。

まず、1番目といたしまして、佐渡市の責任においてかかわった行為と、その内容、その経過について

ということでございますが、佐和田地区の産業廃棄物の中間処理施設の問題につきましては、先ほど市長が答弁申し上げましたとおり、平成16年の夏ころから主に工事用の大型車両の通行に関する苦情が寄せられました。その後、佐和田支所を中心といたしまして、住民の皆さんの意見を聞きながら事業者を指導するとともに、住民説明会などを開催し、交通の安全や環境の保全に関する協定を締結するということによって事態の打開を図るよう努めてまいったところでございます。しかし、住民や関係の団体の皆さんから、当時の佐和田町の行政手続に関しまして不信または不満の声が佐渡市に対して寄せられ、さらに特に関係する3地区からは運搬車両の通行の配分、これらにつきまして十分な理解が、了解が得られないまま調整は難航してきたというのが実情でございます。しかし、本年9月下旬には事業者が設置しました処理施設の検査も完了しましたことから、当初から事業計画が協議されておりました西二宮の地区を主な通行ルートといたしまして、また運搬の車両も4トン車以下に基本的に制限することによりまして、地元の皆さんに経過を説明し、12月1日から事業者が廃棄した産業廃棄物、いわゆる自社物というものでございますが、この搬入と処理だけを開始しているという状況でございます。

2番目といたしまして、今後佐渡市としてどのような解決策、対応をもって当たるのか具体的に示されたいということでございますが、今後の対応についてでございますが、県から近々にも産業廃棄物の処分業の許可もされるということが考えられております。この本格稼働に当たりまして、運搬車両の問題を調整し、さらには交通の安全や地域の生活環境の保全のため市が立ち会いのもとで住民と事業者との間の協定を締結を図ってまいりたいというふうに考えております。なお、この協定には事業者による水質検査の実施でありますとか、市のほか住民の皆さんからも施設の公害防止等にかかわってもらうなどによりまして、地域の環境影響の低減と地域住民の皆さんの不安の解消に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） きょうもまた6月議会のことを振り返って、それに関連したことでお聞きをすることから始めます。

本当に先ほども申し上げましたが、住民、特に3地区の人たちは本当にへとへとになっているのではないかと思います。これは、肉体的ばかりでなく、本当に精神的、心理的に参っておるということは、外側にいる私なんかにも実感できることであります。そんな人たちの声というものが少しでも新しい市になった佐渡市に届けられれば、そういう思いできょうのまた質問いたします。行政、佐渡市として、これまで何回か私も質問し、市長も何回か謝ったりしてきていると思うのですが、それはなぜかという、やはり答弁というものが、言葉は悪いですが、誠意や誠実さに欠けるというか、本当のことを教えない、そういうことに終始していることも一つ混乱の原因をつくっておるのではないか、そういうふうに思います。

まず、事業計画概要ということをも6月の議会でも聞いたのですが、そのときの大川課長の答弁では、13年11月12日に事業計画概要を受理したというふうに訂正し、答弁した上で、その事業計画概要は入手経過も不明で、13年11月受理のこの計画概要についてはどのように地元説明、それに基づいてしているか、そういうことを自分たちは何も承知していない、こういうふうに言ったのですが、この事業計画概要の位置づけというのは今でも私重要ではないかと思うのです。業者にとって県とのかかわりで事前協議書というの

が出されますが、それは業者にとっては非常に重要な手続、書類だろうと思います。しかし、住民にとっては事業計画概要というものに基づいてのいろんな説明を受け、疑問を投げかけ、そして話し合いながら理解にたどり着く、そういう経過をたどって初めてうまくいくのではないかというふうに思うのですが、大川課長の答弁は、私もう一度聞きますが、6月にそういうふうに今私読み上げたようなことで、事業計画概要の位置づけというものに対する考えに変わりありませんか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

この13年11月12日付の事業計画の概要というものでございますが、これにつきましてはそれまで市としてその事業計画を承知したのが15年の5月であったというふうに答弁していたところでございますが、その後そういう書類が見つかったということで、これにつきまして訂正をさせていただいたというのが経過でございます。ただ、この計画概要につきましては、これをもとに当初立地をされます西二宮の地区にご説明をされていたというふうに考えるわけでございますけれども、これをもとに具体的に当時の町に対してその時点で説明がなされていなかったというふうなことから、私どもとしては余り承知をしていなかったと、当時の町としては承知をしていなかったというふうな形でお答えしたというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 6月議会でお聞きしたときも何度も私は課長の答弁を受けて、どうもこの事業計画概要というのが重要ではない。実際そうだったのでしょうけれども、当時佐和田町の上層部のファイル、書類、そこに挟まっておった、ぽっと1枚の紙切れが出てきた、そういうふうな受けとめですねというふうに6月の議会でもちょっとしつこいように言ったのですが、きょうもそれと前進、かわりばえのしない答弁で、私はどうもこれは腑に落ちない、認めることをできないと思うのです。

それで、なぜこの事前協議書というのが重要な意味を持つかということ、市長と助役、それから大川課長に資料として上げてありますが、まず1番目の県要綱、手続のフロー、それ見ていただきたいのですが、2枚目の方の上の方に点線が入っておりますが、前回の質問では上の方、住民説明が必要だということで質問、答弁を受けたりしたのですが、きょうはその点線から下。その下に、見ていただくとおわかりのように地元あるいは住民、場所としては右端のところに地域とか地元住民の欄がありますが、それが周辺住民あるいは水利権者たちが出てくる、立ち入るすきというのがない。つまり蚊帳の外だということになります。そうであれば、やはり事前協議書よりも事業計画概要というものが住民にとっては、しかも特に関係する周辺地区住民にとっては大事な問題というか、手続であったと思うのです。つまり事前協議書というものが提出される前に住民の意見、あるいはそれについての賛否を述べる先ほども言いました機会、場所、そういうものが事前協議書提出前の事業計画概要に基づいた説明を受けながら住民はそこにかかわることができた、こういうふうに私はやはり今でも思っております。要するに住民や関係団体が意見を述べることは、事業計画概要、その提出があって、それに基づいて意見を述べるができる。そういう重要な時期というか、段階であるというふうに思います。ですから、事前協議書が県に業者によって出された後は、市は、自治体は多少かわりますが、住民は全く顔を見せることがありません。

こういうことについて大川課長はどういうふうにやはり考えておりますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

これは、県の産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱という要綱にも盛り込まれておりますフローでございますけれども、今議員ご指摘のとおり事前協議書が県の機関に提出される前に地元、地域住民の皆さんに事業計画を説明するということは重要なことであろうというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 重要なことだろうというような推論ですが、最も大事なことはなかったか。それがもとで今日までの混乱や、また住民たちの不安というものがずっと尾を引いているのだというふうに思います。

2番目の資料、町の会議録の写しであります。環境課長の方から14年5月24日、県の環境センターの人が佐和田町に行った行政指導というものについて、きょうお渡しした資料でなくて、大川課長はこのことについての内容をどういうふうに把握しておられるか説明をしていただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

14年5月24日に、当時町の担当者と県の保健所、環境センターの職員が打ち合わせといたしますか、協議をしているということの内容といたしますか、それについての位置づけについてのお問い合わせというふうに考えられますが、この14年の5月24日という時点をとらえますと、事業者が13年の10月の15日並びに14年の2月の3日にこの施設を建設いたします西二宮地区に2回の説明会を開催いたしております。このときの事業計画というものが先ほど議員のおっしゃられました平成13年11月12日に私ども当時の町が受け取ったであろう事業計画の概要、これに基づきまして説明されたものだろうと思っておりますが、この事業計画の概要につきまして、今後手続を進める場合どのような手続をすればいいのかというふうなことにつきまして、町と保健所の担当者が打ち合わせをしたというのがこの14年5月24日の時点だろうと思ひますし、そのときの記録ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） このとき佐和田町は、県の環境センターに電話連絡、電話を通じて指導を受けながら、事業者とのかかわり、あるいは住民、地区とのかかわりというものが始まるわけですが、県の産廃の要綱に、フローに示されておる事業計画概要というものによって、佐和田町はこれで動き始めたというか、動いていたということは確認されます。そして、課長は、今まで主張してきていたのは、事前協議書に書かれたいろんな事業内容、そういうものでもって説明、合意を判断するというふうに言われておるわけですが、しかし実際にこの環境センターとのやりとり、指導を受けたということでは、自治体というのは完成品である事前協議書の事業内容に基づいてどうこうするという問題ではないということになりはしませんか。この点について。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

今議員ご指摘の14年5月24日時点でこのような内容を把握していたのであれば、これに基づいて事前協議書提出前の町としての指導なりをすべきではなかったのかということでございますが、確かにこの出された計画のまま事業計画が事業者によりまして進行するということであれば、この形のままこの事業計画をもととして事業者が事業計画の説明を地元住民にするということであるとか、その他の手続を進めるよう指導するということになろうと思います。ただ、その後の経過を見てまいりますと、この事業計画自体がその後一時中断されまして、事業計画の内容が変わっております。それは、議員ご承知のとおりだと思いますが、汚泥でありますとか、廃油というものが当時の一番最初の計画には入っていたわけでございますが、これがその翌年、15年の10月まで一時事業者の方の手続も中断しておったということで、その間に事業計画が変わったというふうに考えられるわけですが、結果的にその事業計画の内容が変わったということをもちまして、この計画をもって具体的な話というものが、協議というものが進められたというふうに考えておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 計画というのは変更していくこともあるわけですが、ただ、今課長が言われたように扱う品目が汚泥とか廃油というものについて、それが抜かれていったというような経過は今課長も承知されておるということはわかったのです。そういうことであれば、6月の議会で事業計画概要の入手経過、これは不明だ、そのまんま答弁しっ放しで終わった。これは、おかしいのではないですか。もっとそういう事業計画概要というものをやはりもとにして、県の指導も受けながら、関係する地域はどこかとか、そういうことが県の方の環境センターの指導であるわけです。そういう事業計画概要は、県と事業者との間で必要なだけでなく、やはり当時佐和田町にとっても必要ではなかったのか、このことについてはどうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

平成13年11月12日の事業設置計画の概要というものでございますが、これは先ほどからもお話のありますとおり当時町の上層部のファイルの中にたまたま入っていたということで、ことしになりましてから日付の入ったものが確認されたということでございます。ただ、この計画をもとに実は担当者レベルでこの内容につきまして詳細に承知をしておらなかったということでございまして、実はそういうことから具体的に事業者に対しての事務的な指導というものがなされていなかったというふうなことで理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 14年5月24日の当時佐和田町の会議記録によればこのときに、これは品目として数も多かった、そういうこともありますが、町への指導として、生活環境に影響する地区住民の同意が要る。それで、地域と業者との協定書の締結、こういうことが指導されておったわけです。そしてまた、住民説明会というものをやることを決めたら、これは県に言うのですが、町の担当課長も出席して、町の意見を代表して言うのだ。そして、法律では割り切れない部分、そういうものを町の方で言ってほしい。法的な

ものは保健所の方でやる。こういうふうにして指導を受けながら、ただ事業計画概要でなくて事前協議書ができただけで私たちは知ったのだ。ただ1枚の紙切れとして、事業計画概要というのがずっと前にあったのが見つかった。こういうまた前の議会と同じで、やりとりの詰まるところが見えないようであります。きょうはこれで私は承知は、承服はできませんが、また資料、また経過、そういうものに基づいて追及を後でしていきたいと思います。

また、市の責任として、大きな二つ目として搬入ルートの変更の問題です。これは、やはり市のうその答弁につながっているというふうに私思っておりますので、少し強く追及したいと思っておりますので、しっかり答弁していただきたいと思っております。6月議会、大川課長は、平成15年12月24日付の事前協議書で西二宮ルートから問題になっておる真光寺ルートへ変更されたということを初めて知ったというふうに答弁していますが、今もこの経過説明ということで変わりありませんか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

当時の町として西二宮ルートに変更されたのが15年の12月24日に初めて知ったということで間違いないかというご質問でございますが、これは6月議会のときにもご説明申し上げましたが、15年10月8日に事業者が佐和田町に参考提示しました県に提出すべき事前計画書の素案といいますが、その中では西二宮の地区を通るルートで記載されていたわけでございます。ただ、正式な話になりますと、平成15年12月12日に事業者が保健所に産業廃棄物処理施設の設置に関する事前協議書というものを提出いたしまして、これが24日に佐和田町に意見照会という形で参っております。この中で初めて真光寺ルートという記載に変わっていたということで、正式にはこの真光寺ルートになりましたのが24日以降であるということ、24日に保健所から送付されました、この協議書をもって承知したということだろうと思っております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 私たちの調査結果、これから少し詳しく述べたいと思うのですが、平成15年11月1日、事業者による西二宮地区の説明会を受け、そして15年11月26日、西二宮地区と業者の間で同意書が交わされ、そして同意条件、同意するための条件というものが付されたわけです。それで、それは搬入路は国仲林道、国仲北線を使用することというものでありました。この約束によって、業者は施設に入る道路というものをふさがれてしまった。そういうことに西二宮では通さないということを決めてしまったものですから、それで慌てた業者はこの15年11月にきっと佐和田町へ行って、林道北線から施設までの二宮幹線14号の拡幅を再三町へ要請する、泣きついたのではないかと、こういうふうに推測をすることができます。その結果、15年の12月に入って2日ですが、これは道路拡幅の開発行為の事前協議というものが開かれております。佐和田町は、林道から施設までの二宮幹線14号の6メートル道路拡幅、このことについて了承し、同じ12月15日、正式協議を開催するというように応じた。こういう、つまり真光寺ルートを佐和田町が承知したというのは、15年12月24日付保健所から来た事前協議書の写しの送付、それによって初めて知ったといいますが、今私が述べたこと、西二宮地区と事業者との関係、こういうことでいくと、佐和田町はそれ以前に知っていたということになりはしませんか。これは課長でいいです。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） 今金山議員の方からの当時のいきさつでご指摘がございますが、少し割り込んで答弁をさせていただきますが、この問題につきまして私どもの方で地元の皆さんと精力的に議論を今続けている最中でありまして、そういった中で当時いろいろないきさつはあったにせよ、今地元と一生懸命いろいろな形で誠意を持ってやりとりしている最中でありまして、もしできることなら当時のいきさつについては少し地元の方々の、もともと当時のことが皆さんのところで議論になり、また振り返られるということにつながることもなりますので、このことは地元の皆さんが一番ご存じでもございますので、どうかこの辺のところでは私どもに少し前の方に進めさせていただけたらなと思っております。というのは、いわゆる事業計画の段階でもう少し地元説明がなされていればよかったということは、これは議員の論でありでありまして、当時の佐和田町として非常に地元説明という概要の段階での説明が足りなかったと、この点については今の市としても十分その点は反省をせざるを得ないというふうに考えております。ただ、今これから前へ進めようというところで、当時の今の時系列のことだけ追っておりましても、なかなか今の段階では前へ進みませんので、何とかこの辺は金山議員からもご理解いただきまして前の方へ進めさせていただきたいと思いますが、何かご理解いただけたらと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） これまでのことを振り返って、市の側の認識というか、答弁等にうそがあった、そういうことを私は追及をしながら、それを認めてもらって、なぜそういうことが起きたか、それを克服するには今後どうしたらいいかというところへ持っていきたいのですが、では今のお話あったからというわけではありませんが、時間も本当になくて、私もしゃべるのが早口でやれない年齢のせいもありますが、そういうこともあって、とにかく佐渡市は虚偽の答弁を繰り返してきたというのはさっきから私言おうとしていることなのです。事前協議書が何でも基本だ、一番大事だ、そうではない。事業計画概要というものがあって、住民説明はそのときにしかできない、そのことを言いたかった。その認識の違い、これは市が間違っていると私は思います。今の話もっと早くから知っていた。それは町の会議録、お配りした資料にもあります。そういう中で、ちゃんと真光寺ルートを道路拡幅するためのことは町も承知していたわけなのです。そしてまた、たまたま正式協議同意の申請書を受け付けた15年12月15日には佐和田町の議会があって、当時の中川町長は議員の一般質問に答えて、産廃の搬入ルートは住民の要望にこたえて北線から進入する、そういうことで担当課において協議を進めておるというふうに言明をして、担当課長も北線から進入で、12月2日、開発事前協議を受けているというふうに議事録にも載っておるわけです。でありますから、12月24日、事前協議書を県から送付されて初めてわかったルートの変更ということは、うそだろうということが言いたかったわけです。

ちょっと続けますが、そして今ちょっと付随して補足しますが、しかも開発行為の関係で申請者の利害関係を有する者という欄に、ここには西二宮ルートから真光寺ルートへ変更するという道路拡幅をやる、その申請書の欄に西二宮区長の区長名の署名と押印がなされておると。それ彼一人だけです。真光寺の方へルートを変えようというときに関係ない、多少なんかで関係あるかもしれませんが、そういう事実もわかりました。

まだうそと言いたいのは三つ目、ちょっと聞いてください。本当に時間かかってあれなのですが、これは林道から施設までの拡幅の形態、これはまた今のと関係もありますが、これには事前協議書に添付され

た地形図、ルートには町道二宮幹線14号車道部幅員6メートルというふうに記載されてあります。そして、これについてのこういうことも含む事前協議書に対し、異議が何にもありませんというふうに佐和田町が県に回答したのは16年1月13日であります。ところが、市長も聞いておいてください。事前協議書が県に出された15年の12月12日、そして林道から施設までの佐和田町の拡幅に対する許可というのは何と1カ月余り後、平成16年の1月22日という日付であります。ですから、これはつまり町の許可もなしで、二宮幹線14号6メートル道路幅というふうにして、事業者はうその書類を事前協議書の中に含めて県に出していたのではないかと。こういうこともずさんにやってきたとすれば、当時佐和田町は道路管理者としての責任というものを放棄しておるのではないか、そしてかつ事業者に便宜を図っているのではないか、こういうことをさっきお渡しした資料、手元に資料としてあります。こういうふうにして北線からの進入路についても虚偽の記載なんかあって、何ら異議なしというふうにして町が県に対する回答を行ったがために、後で苦しんだのは今まで蚊帳の外に置かれておった東山田とか、真光寺とか、そういうところの住民であります。だから、自治も何もない話です。一方では、当時佐和田町も西二宮には県環境センターはめったに行くことがないというような、そういうセンター長までが行って、地元説明会というのを行っていた。こういう不公平というか、正義も平等も何もかも捨て去ってしまったような市の責任、これについて何かあったら。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

当時いろいろと事前協議の段階でのもう少し説明責任といいますか、説明の必要性は十分あったのだろうということはもちろんあるかと思いますが、それで、私もこれを進めるに当たりましては、いずれにいたしましても地元の住民の方々、そしてまた事業者それぞれと十分協定の中で意を尽くしてまいりたいということで前へ進めてまいります。いろいろとご指摘ございますが、虚偽という言い方をなさいますけれども、当時その時点、時点でそれぞれのところでもって対応したことについては間違いはなかったはずであろうというふうに私なりに推測はいたしますが、今後につきましてきちっとした誠意を持った対応してまいりたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） それでは、今後の課題ということについて市の見解を確かめていきたいと思っております。

10月末、10月27日、佐渡市が搬入ルートの比率といいますか、それについて最終の方針、見解というものを、これは助役さんが本当に決意のほどを込めた提案をされておりますが、この搬入ルートの問題に対しては12月中旬、本格操業と言われております。混乱の責任というものも果たしていくためにも、やはり地域住民が納得する搬入路、これを本当に市は全力を挙げて、しかも先頭に立つのは市長でなくて残念ですが、助役、本当にお願いいたします。

また、懸案事項とされておったものが六つばかりあります。その中の4点に絞ってちょっとこれも市の見解確かめておきたいのですが、一つは道路の道路法、車両制限令、こういうものの管理者は佐渡市であります。天王線等に係る道路幅で4メートル市道であっても大型車の通行は可能としておる。これは、市長、市として道路管理者としての責任放棄ではないか、この見解伺いたいということ。それから、もう一つ、現状の道路状況から見て道路法的には不具合な道路でも大型車の通行を認めるというふうに出て

いますが、これではどんな法律でも破ってくれ、破るためにあると言われてもしようがないようなことではないのか。法を遵守する、これは自治体として当然ではないかと。そしてまた、当時町も事業者と環境保全協定書というのを結んでおって、そこの中には町と道路法を遵守するというふうに書かれておる。ですから、これからあと佐渡市もやはり道路法、車両制限令、そういうものの適用に当たっては、きちんと運用していくということは明言できますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

ただいまご指摘の道路制限令、あるいはまた構造令でいきますと、なかなか市全体の道路につきましても必ずしも満足のいく道路ばかりでございませぬので、今後ともそれぞれこの産廃ルートにつきましても対費用の問題等を含めて考えてまいりたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 二つ目はダムの導水管の問題ですが、これもいろいろ何回か回答も市からいただいたりしていますが、事故が起きてからその原因、責任者を見つけるとか、だれであるかと、そんなことよりも、やはり事故を起こさぬための対策というものが市に求められておるのではないかというふうに思います。これについて答弁をお願いをします。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

道路の埋設物につきましては、それぞれ道路管理者としての責任も果たしますが、それについての特定の原因者の負担も当然出てまいるわけでございまして、それぞれの適宜適切に対応してまいるという考え方にしましてはそのような方向でいきたいというふうに思っております。いずれにしても、あのルートにおける埋設物につきましては、当面それぞれのまた原因者とよく相談しながら、きちっとした対応してまいりたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 事故が起きたときは、もちろんその対応には機敏であってほしいし、きちんとした対処の策を持って当たってほしいと思います。

導水管の管理者というのは国仲西部土地改良区です。ここで最大荷重圧が10トンから14トン、これは道路の幅に合わせて。そういうことを言っておるわけですから、それに合うような対応、車両が通行するのであればその10トンから14トンを超えない、そういう車両の通行ということにも市は配慮すべきだと思いますが。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

おっしゃるとおり土地改良区の所管でございしますが、通行する利用者の車両につきましても誠意を持ってまいるというふうに指導してまいります。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 林道の問題であります。まず佐和田町、佐渡市は、「天下の」というのはこの間も言いましたが、それはつけなくても公道であるということを理由にどんな道路も車は自由に通ってい

いような言い方をして説明をしておりました。公道の解釈というのをどなたかお願いしたいと思う。

○議長（浜口鶴蔵君） 公道の解釈について、佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） お答えいたします。

公道ということでございますけれども、公道といいますと、一般的には国道、県道、市町村道とあります。この道につきましては、道路法に基づく公道という解釈がとれます。それからまた、公道といいますと、赤すじと言われるいわゆる里道、そういったのも大きな意味で言えば一つの公道と言われるものと、そういうふうに解釈いたしております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 今産廃の問題で、林道からの進入ということも問題の一つになっておるわけです。

道路法という道路と、森林法という林道、この違いというのはどうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 本間農林水産課長補佐。

○農林水産課長補佐（本間俊一郎君） お答えいたします。

林道につきましては、林業振興のためにつくられた道路でございます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 一般交通の用に供する道路法に基づく道路、それとちゃんとしたしっかりした造林とか森林の適正な整備、そういうものを目的としてつくられておる、それをもとにしてつくられた林道、その整備というのはその目的に沿ったやはり使われ方をしなければいけないと思います。そしてまた、そのため道路法というのは、市の条例をつくったりすることはできないのかもしれませんが、林道についてはどうでしょうか。そういう独自で、目的に沿った自治体独自の条例等をつくることのできるのか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答えを申し上げます。

金山議員、林道を今林業の用に供するためという話でございますが、林道という開設がされて公道になってまいりますと、これをもって通行を林業の用に供するだけに供するというわけにはなかなかまいらないわけでございまして、あくまでも公道でございます。なお、今ご指摘の点は多分この林道について制限を設けられないかということであろうかと思いますが、仮に今回の廃棄物処理車の通行の場合は、現行の林道維持管理規程に基づきまして管理上支障が生ずるおそれがある場合は、私どもといたしましても必要な措置を講じてまいる所存でございますので、その辺のご理解をいただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） この間林道国仲北線の通行について、11月末です、13人の林道用地の無償提供者、それから周辺自治会、そういうものから陳情が市に上がっておると思います。こういうことを踏まえて、そして林道用地の無償提供者、やはり林道、森林の発展というか整備、そういうもののために使ってほしいということを陳情の中に込められておると思うのです。そういったことで不法投棄というのがこれからやたらとふえるのではないかと、そういう心配もあります。事業者がどんどん、どんどん解体した産業廃棄物を持って通ることになれば、途中で捨てる人もだれかに見つかったら、いや、中間処理施設へ持って

いくのだというふうに言い逃れすることもできて、不法投棄というのがまたふえるのではないか。そういうことのために、やはり一定の制限を場合によっては検討するという返事はいただけますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

先般10日の日にも北線の廃棄物の処理をさせていただいたところでございまして、いずれにしてもそれをもって制限するということは今現実にはできないわけですが、先ほども申し上げましたように仮にいろいろと支障が出てまいるようなことがあれば、きちっとした対応してまいりたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） もう一声欲しかったと思います。何でも起きてから事後の対処、対処。今度のこの問題がいい教訓になればならぬと思うのですけれども。

最後になります。こうしていろんなトラブルというか、混乱、不安、本当に地域の人も大変、そういう中で、やはり産廃施設これからもまた新しく市に建てられようとするような際、県からの意見の聴取に対して意見の基準を決める条例というようなものについてつくる考えがあるか。これは、今までのこれまでのこの問題のことを教訓にして、そういうものを考えていけるかどうかということをお聞きしたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

産業廃棄物処理施設の設置に関して、意見の基準を定める条例というふうなものを定める気はないかということでございますけれども、今回この案件につきましては県の産業廃棄物の指導要綱に基づいて当時の町に意見照会が来たということでございます。この県の要綱自体が行政指導でなされているものでございますので、この意見を出す際の手続を市の条例で定めるということは、これ法制上といえますか、こういう法律と条例、条例と要綱と、こういうような関係の中からもやっぱり適切ではないというふうに考えておるわけでございます。なお、県の要綱自体も、これは法律から申し上げますと、住民の同意ですとか説明会を開催というようなことにつきましても、法律上やり過ぎではないのかということで、国から是正というようなものを求められているような状況でございます。

なお、これ条例というものにかわりまして、市としましては今後こういうような案件に対応いたしまして、マニュアル的なものを検討していきたいというふうに考えているところでございます。なお、このマニュアルには市役所内部での手続の手順というものを定めるほかに、今回いろいろ問題になっておりますけれども、特に事業者から関係地域住民へ事業計画は十分になされてきているのかどうか、またなされていない場合としますれば市としましても事業者に求める、もしくは県の保健所から求めるような意見を提出するというような内容を盛り込んだ上で、そういうような考え方をまとめていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） マニュアルどまりという話ですが、仮に規程というものをつくれないか、それが一つ。それから、マニュアルであっても市民の意見、市民の意思、そういうものを反映されるようなマニユ

アルづくり、これはできますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

ただいまご指摘の点につきましては、検討させていただくことにいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 市長、いいでしょうか。4年間本当に混乱続きだったわけです、佐和田町当時から。やはり冒頭私も言いました、本当に住民の方に顔が向いていなかったのではないかと。こういうことで、周辺自治会の人たちも本当に苦しんできました。そのことについて最後に、市長、一言言葉をお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ちょうど合併を控えたどさくさといえますが、混乱の間とはいいいながら、やはり時代はどんどん変わっているわけでありまして、当然住民の安全に対する、あるいは環境に対する願いというのは非常に大きいものがございます。そういう意味で今回の件をよく教訓にしまして、先ほど助役も申し上げましたけれども、次にそういうことが起きないような一つのルールづくりが必要だろうというふうに考えておりますし、ルールづくりの前にやっぱり我々がそういうことに対処する心構えをしっかりとするというのが非常に大事ではないかというふうに考えておるところであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 本当に最後、業者と住民との協定書の件ですが、これはやはりこれができるまで操業の延期というのか、そういう配慮というのはできないでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

今一生懸命それぞれ事業者と住民の合意を目指しておりますので、その方向で合意を得るように努力をいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 市長、同じ質問で、市長は本当に責任持ってこれ努力してくれますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今のご質問に対して、当初からこの問題については佐渡市が中に入って、市民の皆さんにきっちりお話しするということを申し上げております。私が本当は入ればいいのですが、そういうふうにもいきませんので、今助役を中心にして環境保健課長も含めて一生懸命やっているところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） これで終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で金山教勇君の一般質問は終わりました。

ここで休憩いたします。

午前 11 時 22 分 休憩

午後 1 時 15 分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、稲辺茂樹君の一般質問を許します。

稲辺茂樹君。

〔８番 稲辺茂樹君登壇〕

○８番（稲辺茂樹君） 新生クラブ、稲辺茂樹、一般質問させていただきます。

初めに、戦後日本は目まぐるしい経済発展を遂げ、生活の水準も飛躍的に上昇しました。資源に恵まれないこの狭い国土で、１億2,700万人もの国民がこれほど短期間にここまで高い生活水準を実現したことは我々の誇りであります。しかし、90年代以降日本経済は長期にわたって低迷し、社会には閉塞感が充満し、これまでうまく機能していた仕組みが21世紀の社会には必ずしもふさわしくないことが明らかになりました。私は、これを打ち破るには、自らを改革し、既成概念にとらわれない、21世紀にふさわしい、新しい社会システムを確立していくことが必要だと確信しております。進むべき方向は、地球家族の一員として責任を果たしながら、だれもが安心して安全に暮らせる福祉社会の確立を目指すことだと思います。こうした抜本的な改革を進めるには市民との対話が重要であり、政策検討の過程そのものを明らかにし、広く理解と問題意識の共有を求めていく信頼の行政の姿が必要であると考えます。

今回の私の一般質問は、佐渡の再生についてお問い合わせするものであります。佐渡の再生に大きな柱は何か、地域再生計画の検討について、観光協会のあり方について、観光と環境の両立を図る実践的な事業着手の検討はされているのか、各課が横断的に参加するプロジェクトチームの設置について問うものであります。佐渡再生に向けては、今我々に課せられた最重要課題はこの島の再生であります。その再生には、まず佐渡の将来のあるべき姿を明確にしていくことだと思うのであります。

それでは、私のそのあるべき姿の理想像を皆様にお聞きいただきながら、市長と討論をさせていただきたいと思います。佐渡の再生を、また地域の再生を考えたときに、地域の再生の意義と目的をまず明確に考えなければならないと思います。地域の再生とは、地域の産業、技術、人材、観光資源、自然環境、文化、歴史などが地域に有するさまざまな資源や強みを知恵と工夫により有効活用しながら、文化的、社会的なつながりによる地域コミュニティの活性化を図り、それにより地域内外のニーズを掘り起こし、それに応じて経済活動が活性化され、そこに雇用が創出され、個性豊かな地域づくりが達成するものであると考えます。その基本には、住む者がそこに住んでよかったと思えるような地域づくりをすることに尽きるわけではありますが、我々佐渡を、このあるべき姿を考えたとき、この佐渡はどうでしょうか。日本、世界に誇るべき歴史、文化、そして自然、芸能、多くの資源を抱えているこの佐渡に、私は不可能がないような気がします。これを人間の知恵と工夫により競争の原理で活性化させることにより、佐渡の再生は可能になると確信いたしております。

それでは、まず市長にお聞きします。佐渡再生の大きな柱は何でしょうか。そして、総務省が、国が提案する地域再生計画にのっとっていく、この方策はどうあるべきでしょうか。来年４月から合併する佐渡観光協会、これが地域の基幹産業をリードしていく協会となっていくべき形があるのでしょうか。これからの観光は、資源が枯渇しない循環型の社会の構築が望まれており、佐渡の観光もそこに多分に漏れないはずであります。観光と環境の両立を図る実践的な事業着手の検討は現時点でされているのか、また今後どのような検討をされていくのかお聞かせください。そして、地域再生を図るに当たり、これは一つの課

だけでは、一つの分野だけでは地域再生はかなわないとの観点から、各課が横断的にこのプロジェクトに参画する必要があると思ひまして、そのプロジェクトチームの設置についてお問い合わせをいたします。

以上、再質問は再質問席でさせていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 稲辺議員の質問にお答えいたします。

佐渡の再生について大きな柱は何かということと、地域再生計画の検討についてをまずお問い合わせありました。佐渡の再生につきましては、低迷する佐渡の産業や観光、後継者不足等の現状にかんがみ、この活性化を図るには、何といても循環型社会の構築に向けて環境の島、エコアイランドを目指して、トキと共存する社会というのを一つの大きな目標に挙げていきたいというふうに思っています。この過程の中で魅力ある島をつくること、つまり稲辺議員もおっしゃられたように住んで誇りを持って、ああ、よかったなと、ここに住んでいてよかったなと思う島をつくるのが交流人口、佐渡へ訪れ、あるいは佐渡へＩターンしたりして住みたいという島づくりに大きな力を持つのだろうというふうに思います。循環型社会を形成するためには、佐渡の持っている本来自然の太陽の恩恵により我々に与えられた各種のエネルギーやそれを我々のものとするという作業が非常に大事だろうと思いますし、我々が生活することによって排出される各種の廃棄物については、これをできるだけリサイクルも含めて再利用可能な形で自然に戻すという大きな地域のサイクルの中に我々はあるという環境をぜひつくりたいというふうに思い、それによって産業が振興されていくという仕組みをつくりたいと思いますし、そこへいく過程の中で産業振興もあり、でき上がれば当然交流人口も含めて、そういう地域に住みたいと思う意思を持つ人がふえていくという島づくりにしたいというふうに考えておるところであります。

地域再生計画については、この議会でもいろいろご論議がありました。皆さん方のお話を真摯に受けとめて、いろいろありましたけれども、観光産業、例えばエコツーリズム、バイオマス、それぞれが大きなうねりとなるような方向を検討しております。おかげで９月に、完全ではありませんけれども、組織を強化したところでもあります。一つずつ佐渡のありようを皆さん方と一緒に検討していくという仕組みをつくっていききたいというふうに思います。

それから、観光協会のあり方についてお尋ねがありました。観光協会につきましては、佐渡市の合併を契機にすぐというふうに申し上げてきたのですが、今までの地域の観光協会がそれぞれ観光客や、あるいは地域のもともとある、あるいは新たにつくり上げたイベントを支えるグループでもあるという複雑さから、それぞれが急に地域の会員、サポーターを右、左に振り分けることがなかなか難しいということもありまして、来年の４月の統合に向けて協議を進めてまいりまして、この後観光商工課長からお答えしますが、ことしじゅうには合併協定を結びたいというふうなところまで来ております。佐渡観光というばかりではなくて、地域の交流人口をふやす大きな拠点として、観光協会の存在がこれからは市と離れて非常に大きな存在になっていく、そういうことを願って観光協会の大きな改革を進めていく、その作業中でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

観光と環境の両立を図る実践的な事業着手の検討ということでも、先ほどお話ししましたけれども、エ

コツーリズムやグリーンツーリズムをなし遂げる過程で1次産業や、あるいは環境に視点を置いた観光産業を立ち上げていくということで考えているところでございます。

それから、各課が横断的に参加するプロジェクトチームの設置についてでございます。課を横断するプロジェクトチームは、現在佐渡市のプロジェクトチーム設置規程に定めております。市が直面する重要課題の解決には縦割りの、必ずしも弊害ばかりではありませんけれども、えてしてそういう大きなプロジェクトを考えるとときにはどうしても縦割りの組織が邪魔をするということも間々あることでございますので、この問題については課を横断して職員を任命できることとなっているわけでございます。しかし、この後組織の改編がお認めいただければ、部長の職につく者がそういう束ねをぜひ佐渡全体を考えて、今ある職員の能力を十分生かすような、かつまたプロジェクトが成功するような仕組みづくりに努力をしたいというふうに思います。先ほど申し上げましたが、佐渡市情報システム検討委員会、本年は行政改革大綱検討委員会等、課の横断した、あるいは課を離れた委員会等プロジェクトチームをもっていく組織制度がでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） 観光協会のあり方についてお答えいたします。

今市長も言われたように、合併は来年の4月1日からスタートであります。この合併によりまして、お互いに協力し、また理解し合える意識を持つことが大切だと思います。これによって、それぞれあった地域資源を生かした観光施策が生まれ、統合前にはなかったメリットがつくり出されるものではないかと思っております。また、観光協会は佐渡の宣伝部隊として、佐渡市は後方支援として、お互いに協力して寄与していかなければならないと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） まず、では今話が質問の通告書と順番ちょっと逆になりますが、お許してください。話の流れから、まず観光協会の点から幾つか質問させていただきたいと思っております。

今市長の答弁と課長の答弁の中で1点ばかり一応明確にしておきたいことがあると思ひまして、今後来年度佐渡観光協会が旧の各町村にあった観光協会と、10と一つが一緒になって佐渡観光協会になって、4支部という形になっていく。その中で佐渡市は、観光協会に佐渡の観光のどの部分に期待していくのかというか、お互いの業務のすみ分けを明確にしていく必要があると思ひます。その点について市長のご答弁をまずお聞かせください。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 観光の主体的な行動を観光協会に移したいというふうに考えているわけですが、現在旧市町村の観光協会が合併統合する形の中で、かなり予算規模にしても地域がたくさん持っていたこともございまして、いろんな意見が出ているようでございますが、その過程を課長の方から説明させます。

○議長（浜口鶴蔵君） 市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） 10市町村、旧市町村ですか、それぞれの観光協会の特色がありまして、相川とか両津、小木等のような観光に来ていくといいますか、観光中心にということと、またあべこべにイベントを中心というふうな観光協会もあります。なかなか統合がうまく進まないというか、最後4支部なのですけれども、一つは来年度へ入ってからということになります。観光協会のこれからのいき方と

いうのは、やはり先ほども言いましたけれども、観光協会については統合したら宣伝を中心をお願いをしたいなど。我々は、後方支援という格好で佐渡の観光に寄与していきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 今観光商工課長のご答弁と市長の答弁の中でちょっと食い違いが見えてきていると思うのですけれども、それは観光商工課長の方は宣伝を主に観光協会にやっていただきたい、市長の答弁は観光を主体的にお願いしたいというような答弁だったと思って理解しているのですけれども、市長、それでよろしいですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 新たに来年度は、観光協会が一本になってスタートします。私の個人の考え方としては、観光の政策立案から含めて、ほとんど全部観光協会にお願いしたいと思っているところであります。ですから、その意味で、恐らく課長が言ったのは、私が振ったのは地域の旧観光協会の合併のときの意見がどうだったかという話をして答えたのではないかというふうに考えておりますが、主体となって動くのは観光協会にさせていただきたいとは思っているところです。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 本来各いろいろな地域、日本全国にいろいろな観光協会の形態がありまして、行政が主体に観光施策をして観光協会がそこをフォローするような形と、今市長がおっしゃったような観光協会が地域の観光をリードしていく、そういうやり方も現在のところであると思います。それでは、佐渡市が施策を主体的に観光協会にやっていただくに当たって、補助金や助成金の交付要綱というものはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 交付要綱については、具体的に今あるのを説明するということでございますか。それとも、この後一緒になってからということでございますでしょうか。それともう一つそれについてちょっと内容を課長の方から説明させたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） お答えいたします。

事業やってもらうに当たっての助成金の交付要綱等でありますけれども、今までそれぞれの旧の10の市町村がありまして、特に佐渡市としてこういう交付要綱で補助しますというものは現在まとまっておりません。基本的には、2分の1ぐらいの補助でやってもらいたいなというところで今話はしているところです。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 来年度からのお話を聞いたので、今後検討の余地があるのかなというふうに考えますが、1点だけ提案というか、お話なのですけれども、ニセコというところがありまして、ここは観光協会を日本で一番最初に株式会社化させたところです。ここも市長が先ほどおっしゃったように、観光協会がその地域の観光施策をリードして成功している。ニセコリゾートとして成功していると。これは、ニセコだけではなくて、周辺地域を巻き込んだ観光リゾート開発が行われ、観光の収入が45%、それ以外の地域の特産物の物販の収入が約55%で成立しておりまして、そこがニセコから助成金が出ている額が年額

30万。毎年270万ぐらいの、できて2年なのですけれども、2年連続の黒字を上げている観光協会である。ここは、例の有名な湯布院とも職員の交流をやったりとかして、観光に力を入れているところなのですけれども、できましたらそういうことも踏まえまして、佐渡市における大事な基幹産業である観光というものに対して、観光協会のあり方というものがやはりしっかりとした形で問われていくのではないかなというふうに考えております。佐渡市も順風満帆に平成16年3月1日に合併したわけですが、その間ここに来るまで約2年近くの間にはこれだけの紆余曲折がありながら、皆さんの努力のおかげで今日まで至っているわけです。そういう観光協会も、やはり10の市町村がそれぞれの温度差ある中で、本当はそれぞれの基本的な観光行政については法的な規制というものはないわけなので、その辺ですり合わせがかなり難しくなってくるのかなというふうな考え方でいますので、市長が政策の立案まで観光協会にというお気持ちを今受けたところで考えてみると、これは少し五、六年はかかるのではないかなというようなちょっと感じもいたしますが、市長、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今までは、佐渡観光協会というのは佐渡の市町村会の相川町長と両津市長が交互で務めてきたわけですから、全く行政主導だったわけです。それで、各地域の観光協会は地域のそれぞれの住民や、あるいは商工会員たちが集まってつくって、地域の祭りや、あるいは観光地であれば観光客の誘致のためのイベントを繰り返してきたわけです。ですから、そういう意味では、本来佐渡観光協会というのはすべて行政がやっていた観光協会です。それと、今度はほとんど民間がやってきたところの観光協会が一緒になるわけですから、なかなかそう簡単にはいきませんが、しかしいづれにしても観光業についている人、あるいはその関連する人たちが自らの立ち上がりをかけて、この観光協会をリードしていただくというのが原則的なスタンスでございます。ですから、そうでありませんと、つつい行政のスタンスで観光をやるということであれば、本当のニーズに合った観光なのかどうかということです。行政の役割というのは、先ほどの佐渡全体の包括的な大きな計画の中で一つの方向づけをし、それに合うような形で観光協会をバックアップするというのであれば非常によろしいのですが、なかなか確におっしゃるように時間かかるかもしれませんが、ぜひ理想的な形に持っていきたいというふうに思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） では、観光協会のことについてもう二点ばかりぐらいちょっと議論してみたいと思うのですが、先ほど紹介しましたニセコは観光協会の会員を、株式会社ですから、1株5万円で募ったところ、10日間で1,000万集まったと。これは観光業者ばかりでなくて、市民の方々がその趣旨に賛同して株式会社ができた。その半分の1,000万がニセコ町から出て、三セクみたいな株式会社になっているのですけれども、経常収支は黒字ということになっているわけです。そして、今市長がおっしゃった観光協会は、観光業者さんたちが自分たちのために観光協会を立ち上げて、観光のためにやってくれればいい。そうになったら、確かに観光業というのは産業連関、いわゆる経済波及効果も大きい産業でございますから、観光が潤えばさまざまな方々が循環しながら潤ってくるというようなことも想定の中に入れられるのでありますが、この辺で例えば観光協会が政策立案したこの事業やりたいですよ、そうなったときに、ではこの事業2,000万ですよでは、関係ない市民たちはどう思われるのでしょうかということが1点。これは、ちょっとつまらない質問かもしれないですけれども、観光というのはやはり地域ぐるみで地域を

磨き上げていかなければならない、これが基本だと思うのです。そういう形の中で、観光協会を観光業者さんだけで……済みません、そういうふうにご答弁いただいたとお話を進めていますが、そういう形の中で果たして進めていいものだろうかという疑問が一つ残るわけなのですけれども、細かく言いましたが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 観光が地域のものでないというのは、やっぱり今までそこまで熱心に地域の人に説明し切れなかったことの責任でもあると思います。例えば今回の佐渡汽船の問題も、本来であれば地域住民だけの船だというご意見もあろうかと思えますけれども、地域だけで運航するとすれば、あんな大きな船は購入できないわけです。そうすれば、当然欠航率も高い。あるいは、しけたときには揺れる。快適な船旅を楽しむこともできなかったわけです。あそこまでの船がいい、悪いは別にして、やっぱり観光客をある程度入ってもらうということを想定して我々の生活も豊かになってきたわけですから、だれもが観光のつまり交流人口が多くなることの恩恵を受けていたわけです。それが気がつかなかっただけですし、やっぱりそれは皆さんにこういう場も通じて、ぜひご説明していきたいというふうに思います。

それから、完全に民間にしていいいのかということなのですが、ニセコは当時非常にスキー客がにぎわっている時期でもございました。それなりの1点集中で観光に力を投じることもできたということもあったのだろうと思います。逢坂さんが非常に熱心に観光もやったというふうに聞いていますが、その中で、それでは佐渡はそのまま民間だけでいいのかということも確かに問題あると思います。しかし、発想力と、それからみんな業者と言うとまたあれなのですが、いろんな関連がある人たちが一生懸命やっぱり地域の観光を考えれば必ず、当然今までを一番よく知っているわけですから、いいアイデアが出ると思います。もちろん財政的に今までも非常に大きな支援をしていますので、これをやめることはできないというふうに思います。そこところは企画し、実行する中枢的な機関は、ぜひ民間の方で中心になってやっていただきたいというふうに思うわけであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 今後の観光協会の法人化、組織化には十分今後パブリックコメントも挟みながら検討していただきたいというご要望を申し上げます。

それで、1点だけちょっと気になったのですけれども、今まで観光が地域住民を潤したかということをやちょっと追及してみたいと思います。今までの観光というのはマス観光がほとんどで、いわゆる観光地を食い尽くして、トレンドが変わればさっと引いていったという観光が強かったのではないかと。本来の観光のあり方というのは、市長も冒頭におっしゃったように本来佐渡の目指す姿、循環型の中に佐渡の価値があらわれ、そこに交流人口があるというのが観光のあり方、本来のあるべき姿ではないかというのは私も市長も同意見だと思います。そういった中で今の観光業界は、いわゆる転換を図っていけるのでしょうか。それは、業者さんの中で決めてくれという話であれば、今の佐渡市と今の観光協会とのあり方と同じようなことを話すわけで、その辺のコンセンサスとか、そういうものがしっかりととれていくのか、そういうものについてちょっと市長の考えお聞かせいただきたいのですけれども。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 佐渡の観光を見渡したときに、これからのあるべき姿というのは稲辺議員がおつ

しゃったとおりだと思います。それでは、どういうふうに変換していくのだろうかということなのですが、歴史を話してもしょうがありませんけれども、バブルのときにやはりバブルに遅れて投資をして、その体質変換がなかなかできない。というのは、季節変動も非常に激しいわけですから、資金回収のための入り客数ももともとそんなに多くはなかったということも言えると思います。そうすると、当然今まで一番大きなところは2次交通、つまり団体であればバスですから、全部全然足のこと心配する必要はない。看板も必要ない。バスガイドが説明してくれる。ところが、今度は自分で行かなければいかんということになると、佐渡汽船おりてからどうしようかといっても、バスは通常の路線バス、タクシーしかない。タクシーは高い、路線バスは不便だということになるわけで、そこのつながりが非常に大事なのです。歩いてみたけれども、看板がない、聞こうと思ったけれども、周辺に人がいないというふうなことです。そういう意味で有機的な観光地を観光地たらしめる基本的な投資が必要でしょう。それは、やっぱりやっていかなければいかんでしょうが、民間でやるべき施設、例えば旅館さんであれば今まで四、五人泊めるつもりで、大きな部屋ですと一番効率よかったわけですから、それでよかった。それから、部屋食あるいは売店の問題はみんな中へ持ち込んだとか、あるいはそれゆえに地域の今度はレストランが育たなかった。そうすると、そういうものについてはやはり民間で基本的には解決しなければいかんだらう。ただ、それを応援するのはどういうふうにするかは、応援できるところとできないところはあるにしても、応援していかねばいかんだらうということでもあります。徐々にそういうふうな体質を変えようとする動きありますし、行政もそれをバックアップしています。いろんな提案と、それからそちらの方へ国のお金や県のお金を導き出すような方向性をもっていますので、そこのところはある程度分けて考えないと、まずいのではないかというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） では、観光協会のことは最後にさせていただきます。まとめますと、これからの観光協会の組織のあり方、これについてはいろんな方面から意見を聴取する形で、観光協会長である市長がリーダーシップをとりながら、観光協会の自立へ導いていただきたいというふうに思います。市長は、それで先ほど佐渡の島内の循環バスのお話しさせていただきましたけれども、これ一つ余談かもしれないのですが、株式会社ニセコリゾート観光協会、ここは自分たちでバスを、まきバスでしたか、何か買って、これが非常に好評で、これも黒字上げているというような形も成立しているということなので、ご参考までにと思いました。

それでは、観光協会の話題はこのぐらいにさせていただきまして、最初の冒頭から地域の再生の大きな柱は何かというところから議論させていただきたいと思います。地域の再生の大きな柱は、市長がおっしゃったように自然社会、すべてのものとの共生と循環型の構築というのは大前提だと思うのです。では、それをやれば産業が成り立つのでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 全部がすぐオーケーになるという政策というのはなかなかないのですが、しかしいつも我々は後追いでした。お伺いしますと、葛巻町あたりはそれを人より先にやったことによって、ショーウインドー効果があるので、国もますます大きなお金を投ずる。それから、見に来る人たちも非常に多くなる。それだけで60万人とか70万人小さな町へ、そこへ全部泊まるかどうかは別ですが、そういうふ

うになるということです。これは、一挙に全部できるわけでもありませんし、佐渡にはほかの産業もたくさんございます。観光にほとんど関係ない2次産業もたくさん。生産高としては、恐らくもしかしたら一番大きいかもしれません。そういうところともバランスをとらなければいけないのが佐渡のつらさですが、しかし方向として佐渡が目指す方向を見失わないように政策的な誘導は絶対必要だというふうに思って、そういうふうに申し上げているところです。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 根底的に理念として共生と循環型社会、これは目指すべきだというふうに、これは全く否定しないのですが、昨今合併してから約2年たって、市民の間からは佐渡は合併しても何も変わらないと、先行き真っ暗だというような声がかなり強く上がってきて、その中で今まさに財政の見通しもある程度つけた。逼迫財政の中で、それも整理をつけて見通しが見えるようになった。それは、別にふえるというわけでございません。そういう中で建設計画もある程度見直しをし始め、そして機構も今回ご提案いただいた中で佐渡市の行政機構、住民の一島一市に対する感情もやっとおさまってきたのかなと。その中でこれからまさに佐渡市、島民挙げて全力で当たらなければいけないのは、これは経済の再生であると。我々基本的には福祉社会、だれもが安心して安全で暮らせる社会を目指す中で、産業というものが成り立っていかないことには、これは福祉も成り立っていかないというふうに考えておりまして、何としてでも産業の再生というものは、これは喫緊の課題であるというふうに考えておりますが、市長、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） そのご意見に反対ではございません。当然産業、我々飯の食い上げになったのは始まらないわけです。佐渡の場合非常に複雑でして、いろんな方もおっしゃるように例えば福祉施設一つが産業であるわけです、我々の。ですから、どれもが単独で生きているというのはなかなか難しい。でも、みんなそれぞれに投資ばかりではなくて、政策的な方向づけがお金が入ることにつながると、生活することにつながるということになっていきますので、よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） では、ちょっと方向性を変えて、ずばり明確に質問させていただきますが、佐渡経済の再生の大きな柱は何かという質問させていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今申し上げたように非常に難しいのですが、非常に長期的には今言ったように佐渡を再生させようとする環境、これがよくないと、住みたいと思わなくなると、人口が減ってきますから、人口が減るということは産業は起きないということです。それと同時に、佐渡汽船の問題、つまり既存の産業構造をやっぱり復活させるには途中のアクセスする、それが物であれ、人であれ、値段を下げていかなければ、これは社会実験がすべてオーケーとは言えませんが、それも含めて、佐渡汽船の改革も含め、あるいは飛行場の問題も含めて、それをやっていこうと。それから、地産地消、そう言い出しますと、ずっとたくさんあるものですから、そういう意味で申し上げたので、ぜひご理解いただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） それでは、後ろの方々、批判的にいらっしゃる方々は何にも知恵のない方だと私は思っていますので、行政を批判することだけに能があるというふうに思っていますので、私が、では

この場でちょっと提案させていただきます。

総務省の出している地域再生計画、この再生計画の中に、再生プログラムの概要の中にこれがあるのですけれども、地域再生を実現していくためには、まずそれぞれの地域における有形、無形の資源が有効に活用される状況をつくり出すことが重要であると。そして、地域における人、物、金、ノウハウ等のさまざまな要素が有機的に結びつき、付加価値を生み出すと、この好循環地域に根差した形で実現していくためのものとなっているというくだりがあるわけです。これは、佐渡の有効な資源は何か、地域に隠された資源は何かということを掘り下げていく作業が必要だというふうになっているわけです。そうすると、佐渡の中で有効な資源は何でしょうかというときに、環境基本条例にある第14条の説明と15条の内容が非常に重要になってきて、これは市長が提案して議会が可決したわけなので、これを大川課長、環境保健課長ですから、突然ですけれども、読んでいただけたら幸いなのですから。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） それでは、環境基本条例の第14条と第15条、これにつきましてお読みいたします。

第14条、自然環境の保全等。市は、トキをはじめとする野生生物の生息環境等に配慮し、樹林地、農地、河川等における絶滅危惧種等多様な生物の生存を確保するため、自然環境の保全及び再生に必要な措置を講ずるものとする。

第15条、快適な環境の保全等。市は、公園、緑地及び水辺地の整備、良好な景観の確保、歴史的又は文化的資源の保全等を図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

以上、第14条と第15条でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 済みません、大川課長、続けてお願いします。14条の説明はなかったですか。これホームページ上だけですか、載っているのは。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） 第14条の説明ということでございましょうか。

○8番（稲辺茂樹君） はい。

○環境保健課長（大川剛史君） 第14条の趣旨でございますが、これは利便性ですとか、合理性、経済性を追求する余り画一化した環境をつくり、野生生物の命や生息域を奪ってきたと。野生生物は生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として私たちの豊かな生活に欠かすことのできないものであることから、本市の地域特性に応じた多様な生態系の確保を図ることで、良好な自然環境を保全することを促進するということでございます。この中には、解説といたしまして、本市として3分の1近くが国定公園、県立自然公園に指定されているということから、保全すべき自然というものが非常に多く存在しているということが説明として載っております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） では、その補足で読みます。その解説の中に、保全すべき自然環境を多く有してい

ることがあると。環境省等の調査によると、サトガリネズミやサドマイマイ等佐渡固有種も生息している。オオタカ等の絶滅が危惧される動植物も多く生息していると。その参考として、日本における絶滅危惧種の動物（昆虫を含む）は669種、植物は1,665種になっている。そのうち佐渡に生息するものは動物（昆虫を含む）107種で、全国の16%に当たる。ですから、トキも入っていると思いますけれども、そして植物は163種が生息しており、全国の10%もあると。これだけ貴重な島だということです。これが最近佐渡のツーリズムの中でドンデン山の花を見るトレッキングが有名というか、人気を博してきているわけなのですが、まだまだこういった観光というのですか、こういった素材というのは佐渡にいっぱいありまして、こういったものを佐渡は前向きに保全していくと。トキを象徴としながら、こういうものに本気になって力を入れていくのだと。これは佐渡市だけではなく、地域の人々が力を合わせて、その価値を共有することにより、そこを磨くと。そういうことによって、佐渡が共生ということになるのではないかというふうに思います。そこに光があらわれる。それに、これ自然のただ植物や動物だけではないと思います。これ失われた職人、いわゆる佐渡の職人デッドデータブックなんていうのも最近つくらなければいけないなんていう話が進んでいるぐらいに、佐渡には大変な歴史と伝統があるわけです。そこで、教育長、今世界文化遺産に佐渡市は頑張ろうというふうな話になっているわけですが、この世界遺産を推し進めるに当たって、佐渡の何をどういったぐあいに文化遺産登録へ向かおうとしているのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） お答えします。

世界文化遺産の登録を目指して10カ市町村のころから、大体平成10年ごろでしょうか、運動を進めておりますが、何を目指しておるかということですが、私たちは中心としては佐渡が最も誇る金銀山を中核にしたいと思います。しかし、今世界遺産のユネスコの方角としては、中核になる遺産と同時に、周辺といいたいでしょうか、どういう角度で世界遺産というものを目指すのかということが非常に重要になっております。したがって、ちょっと申しますと、ご存じのように金銀山につきましては日本で既に石見が暫定登録へ入っておりますので、同じ金銀山でも違うコンセプトが必要だろうと。これは、今いろんな考え方が文化庁とか、県、あるいは日本の専門家等々からご意見いただいているところですが、例えば相川の一番栄えたのが16世紀から17世紀へ入ってが中心ですので、その辺を中心としながら鉱山文化、あるいは近代化遺産、それから海道、そういうものを中心としていけばいいのではないかとこのころから、それと同時にそれを取り巻く自然環境、景観、こういうものを含めた佐渡博物館構想といいたいでしょうか、佐渡全体がそういう歴史と文化の豊かな島だということを整備していく必要があるということをご指導を受けています。したがって、どのコンセプトから迫った方がいいのかというのは、今いろんな方々のご意見いただきながら検討している最中でございます。中核になるもの、それからバッファゾーンといいたいでしょうか、それをどう築いていくかということをご指導いただいている最中でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） では、もう一点だけ世界遺産というので、済みません、話が中断するようなのですが、佐渡の特質、いわゆる価値というものを認識する上でご説明いただいているわけなのですが、これから世界遺産の登録に向けてどの部分。今教育長おっしゃったように16世紀から17世紀、近世、江戸時代は、それまでは佐渡は余り人口的な交流がなくて、江戸時代に金とともに人的交流があつて、文

化が栄えたと。佐渡の歴史的建造物というのは、江戸初期から江戸後期までの建造物が数多く残っているということで、これ日本の中でも大変非常に珍しい土地だそうで、こんなところが何で世界遺産にならないだろうと言うような方もいらっしゃるぐらいで、ある方は江戸を中心にやればいいと。日本の江戸期、徳川幕府を支えた佐渡と江戸文化が建造物から含めてしっかり残っているということで、佐渡はそれをやればいいのではないかと具体的におっしゃる方もいらっしゃる。今後そういうことを検討する中で、佐渡の再生、いわゆるあるべき姿というのは、これ先ほど市長もおっしゃったように共生と循環型だと。これだけの絶滅危惧種を抱えているところってめったにないのです。島ということで、やはりこれだけ守られてきた、開発がされなかったということで、乱獲もされなかったということで、これだけ残って、そして歴史も島ということだけで江戸期のものがしっかりと残っている。これだけ残っているのではないよと、本当に学者の方々が涙を流しておっしゃるぐらい。こういったもののやっぱり価値観の認識というものをしっかりと見定めていくことによって、これがいわゆる観光にもつながってくると。ここをしっかりと手を入れていく、景観を直し、自然を保護し、循環型を形成していく、そしてそこへ産業に結びつけていくのは、やはりエコツーリズム、グリーンツーリズムのような、しっかりと持続性のある観光形態ではないかなというふうに私は考えるわけでありまして、そのためには今言われている選択と集中、これが政策の中で非常に重要なことになってくるのではないかなというふうな気がいたしますが、市長のコメントをいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 選択と集中が必要ではないかということなので、当然そういうふうには思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 済みません、そういった資源を保全、そしてさらに今まで以上に強化し、具体的に目に見える形で、これは行政だけではなく、地域住民の自助、いわゆる自立という観点から動かしていかなければいけない問題だと思いますが、これはあくまでもやるぞと、これでいかなければという、やはりそういう意気込みが必要だと思うのです。いかがですか、市長。これもう一度ご答弁いただきたいと思います。お願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 観光には、最後まで観光協会の協会長でもありますし、そういう意味で次の協会、新生佐渡観光協会は、さっきのおっしゃられた選択集中、それからもう一つは循環型社会形成を中心にした地域を再生するような事業は非常に包括的で、かつ非常に多種、非常に多くのものを包括しなければいかんものですから、それではその中から選択集中というとまた難しいのですが、それでも循環型社会形成に向けた政策と交流人口が一つになったような大きなインパクトのある提言を観光協会にはきっちり引き継いでいきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 市長のおっしゃることは、それごもっともだと思うのですけれども、これちょっと私の聞き方が悪かったと思うのですけれども、要は環境保全と歴史的建造物や、その他周辺の景観等への、そういういわゆる気遣いといいますか、具体的な行動、それをやるかやらないかと。いわゆる体育館をとるのか、競技場をとるのか、はたまた環境をとるのか、これはいろんな選択の仕方があると思いますが、

これは実際に地域の再生をかけて、どの辺に地域の特質があって、そこを強化して、それを磨くことによってそれがあるというふうに思っているのですけれども、大竹助役、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答えをいたします。

循環型社会が基本にあって、そしてやはり佐渡が持つ歴史的なさまざまな自然であり、建造物であり、そういうものを調和をさせながら生かして行って、全島的な形の中で調和のとれた、それが観光にもつながって、世界遺産につながっていけるような、そういうシステムづくり的なものを目指していくべきだろうと、ちょっと総花的な言い方ですが、そのように考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） まさにそのとおりだと思います。地域再生というのは、あらゆる観点から検討し、組み立てていかなければならない。ただ、その中で何が自分たちの持っている特質なのかと、他市に負けないものなのかということをしかりと見きわめるということが重要なのです。先ほど市長が葛巻町のお話ししました。葛巻町、何にもないところなのです。かっぱしかいないです。佐渡は、これだけのものを持っているのです。この辺もご認識いただきながら、地域再生計画の方に話を移りたいと思いますが、地域再生計画、これどうですか、市長。今後検討して、計画を立案、申請していくというご意思はございますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） そのつもりで準備しております。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） それでは、地域再生計画を立案して申請するには基本的に、ではどういったものをつくろうという、どういった社会を形成しなければいけないという、そういうビジョンというか、あるべき姿が見えていないとできないのではないですか。いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） またさっきもちょっとご説明したのですが、大まかに言えば循環型社会を形成する、そのための、それを中心にした社会形成へ持っていこうということなので、さっきの質問と同じなので、現在進捗状況を企画情報課長の方から説明させます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたします。

企画情報課の中に特区・離島振興室というのがございます。そこで今の地域再生については計画を練っている最中でございますので、よろしくお願いします。進捗状況につきましては、現在会議を2回ばかりしておるわけですが、その中でどういったものが果たしていいのかということもまたお知らせできる状況ではない部分もあるのですが、早急にまた話をしながら今計画を練っている最中でございますので、よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） では、ついでに聞きます、課長。このメンバーは、だれとだれとだれですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたします。

今のところは、私の課の振興室を中心にして、各課から6名ぐらいのメンバーでやっておる最中です。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 地域再生計画、これと平成17年ですか、具体的に始まって、これ何年間の期限ですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたします。

地域再生法というのが平成17年の4月1日にできております。それから施行後7年以内ということになっております。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） この調子では、7年以内にできないのではないですか。まず、佐渡市のビジョン、これだけの宝があるのに、それも認められない。何やっていいかわからない。これでは、本当に地域再生もないし、産業再生も期待できないと思いますけれども。

〔「具体的に質問せい」と呼ぶ者あり〕

○8番（稲辺茂樹君） それで、ではちょっと具体的に質問しろという声がありましたので、質問します。

地域再生計画で認められた事業というのわかります。何件あって、どういうものが認められているか、承認されているか。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） ちょっと全国のいろんな例はあるのですが、総体的に何件あるかということは今ちょっと資料持ち合わせておりませんので、済みません。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 地域再生の質問しているのに、その資料も持っていないというのは本当にちょっとおかしいのではないですか。ちゃんと通告書に地域再生のことを質問すると書いてあるはずなのではないでしょうか。では、地域再生計画をつくるに当たって、まず何を検討しなければいけないか、この点ちょっと、課長、どうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） 地域再生法の中に基本理念というのがありますので、それに基づいて、のっとってやっております。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） では、読んでください。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） それでは、地域再生法の基本理念でございますが、地域再生の推進は地域における創意工夫を生かしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現を図ることを基本としております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○８番（稲辺茂樹君） それは、そのことが要約すると、あるべき姿ではないのですか。これが佐渡のグランドデザインを描けということではないのですか。そのグランドデザインが、そのビジョンがあるから、こういった社会をつくろう、それが想定されているから、そのためにはそれをクリアするためにはどういう計画が必要だという話になるのではないのですか。市長、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 理念はそういうことですし、それではそのままでもいいかというと、やっぱりある程度具体的な一つ一つの積み上げが必要だということで作業は進んでいるというふうに理解しております。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○８番（稲辺茂樹君） それでは、進んでいると。ぜひこれは何としても我々、また市長も合併推進したわけですから、この合併のメリットというのはこういったことだと思うのです。佐渡を総体的に見た中で、疲弊する国からの財源から脱却して自立ある経済へ少しでも導いていきたいと、そういう決意で我々合併をして、ここに何としても心血を注いで、この佐渡市というものをつくり上げていかなければいけないというふうな覚悟で今までいらっしゃっていると思います。今後また地域再生については、具体的に何度かその進捗状況をお聞かせいただきながら随時チェックしたいと思いますので、きょうはこの程度で質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で稲辺茂樹君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 ２時２４分 休憩

午後 ２時３４分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開します。

次に、中村良夫君の一般質問を許します。

中村良夫君。

〔25番 中村良夫君登壇〕

○25番（中村良夫君） 中村良夫です。早速一般質問に入っていきます。

学校教育。片野尾、野浦、岩首小学校の前浜地区三つの小学校統合案についてです。この学校統合は10年以上話し合われ、住民の意向を積み上げ、地域全体としては統合には理解をされている地域であり、前浜地区には学校は必要と佐渡市に引き継がれてきました。4月19日に市長から統合案が出され、当面今の野浦小学校を改修して学校へ続く道路整備などを行い、統合したいと、各地域から4月下旬まで回答をいただき、来年4月からスタートしたい、住民との間でこのような趣旨の提案でありました。統合提案を示したのですから最後まできちんと責任を持ってやってほしいと、行政責任、行政の継続性、市はしっかりしてくださいと、さまざまな意見が住民から出されています。市長の統合提案に対し、経過報告を求めます。そして、今後の取り組みについて考えを求めます。

次に、今回合併した佐渡市の全体的な小中学校、保育園統合についてです。この件について賛成できません。なぜなら先ほどの前浜地区学校統合は、教育委員会と住民とで手続を踏んで住民の意向を積み上げ、積み重ねて取りまとめてきて、ようやくここまでこぎつけてきました。しかし、今回の学校、保育園統合

はどうでしょうか。地域住民、関係者の意見も聞かず、特に子供を持つ保護者の意見も聞かず、これで住民意向だと言えるでしょうか。また、子供たちを育てやすい、生き生きと育てていけるような仕組みをこれからつくらなければいけないときに、通学距離が文部科学省で示している最高限度を超える学校統合になる。保育園統合もそうです。これでは、安心してというか、不安でしょうがない子育てになる。また、冬場など、ちょうど今ごろの時期、スクールバス、通園バスでというが、事故になったら大変であり、問題があります。まずは、佐渡市学校教育環境整備検討委員会、以下学校統合検討委員会、そして次世代育成支援対策推進協議会保育園統合検討委員会、以下保育園統合検討委員会の答申の内容について、そして答申を受けまして今後どのような方法で実行するのか、同僚議員とダブりの質問事項ですが、前に答弁したとおりではなくて、諮問から始まって、答申内容の中身、具体的に答弁を求めます。

次に、特別養護老人ホームの待機者、入所申込者と呼んでいますが、約500人の対応について。ことしの2月1日現在市が責任持って各施設など聞き取りなどをして、ダブリなしで県へ報告した資料によりますと、在宅、それから施設、病院など特養ホームへの入所申込者、人数は488人となっています。今後ふえていきますが、新市建設計画で解消などを含めて今後調査をしていきたいと思います。このような切実な問題こそ、早い解消を求めたいと思います。今回は、質問をおきたいと思います。担当課長にお話ししてありますので、お願いします。

次に、透析患者約150人への対応について。現在佐渡市には、約150人の人工透析治療の患者がいます。ご案内のように人工透析は、慢性腎不全で腎臓の機能が著しく低下したか、もしくは全く機能しなくなった場合、自力で血液浄化が不可能になる、このような状態の患者の血液を体外に出して、人工腎臓を使用して血液浄化を行い、体内の余分な水分を体外に排出し、再び血液を体内に戻す治療であります。透析治療を行わないと、やがて尿毒症になり、死に至ります。こういった大変な患者であります。健常者の腎臓は毎日24時間稼働していますが、人工透析の場合、通常は週12時間から15時間、1日四、五時間、週3日透析で血液浄化や水分除去を行っているので、生活に大きな規制があります。こういった透析治療患者は、透析治療を佐渡病院1カ所で実施されていますが、透析患者は大変苦勞している状況があります。合併した佐渡市になって、市立病院である両津、相川、公的な病院でも透析治療を受けられるようにすべきであると考えますが、佐渡市はどう考えているのか答弁を求めます。

アスベスト対策について。アスベストによる健康被害等が大きな社会問題となっています。このため佐渡市では、アスベスト対策市内連絡会議を設けて、アスベストに関して市民の不安に対応するために相談窓口を開設するほか、市有施設について実態調査等対策を急ぐよう求められていますが、一つそこで答弁を求めますが、佐渡市が所有するすべての建築物を対象に調査されたのかどうか。

二つに、市所有の建築物の調査結果について報告を求めます。アスベスト使用のあり何棟か、なしが何棟か、調査中が何棟か、解体予定が何棟なのか、合計何棟かを求めます。

三つ目に、調査の結果アスベスト使用ありはどう対応されるのか。

四つ目に、調査中のものについて除去、囲い込みなどの必要性が明らかになった段階で予算措置をとることにしているのかどうか。

五つ目に、市立小中学校、保育園のすべての給食調理機器について調査されているのかどうか。

六つ目に、市立学校、保育園の給食調理機器にアスベスト使用があったものについて報告を求めます。

例えば回転がまが何校で何台とか、食器消毒保管庫は何件で何台とかです。答弁を求めます。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、中村議員の質問にお答えします。

前浜地区の小学校統合についてでございました。合併前の旧両津市のときから非常に長い間議論されてきた課題であります。急激な子供さんたちの減少、それから両津市で約束をしていた事柄についての、そういう意味での合併になってからの財政の問題等で、私もことしから地域へ入りまして、まず子供さんたちの教育環境が急激に子供の数が減っているということで、その問題からして当面野浦小学校の施設を利用していただいて、その後の検討を皆さん方と一緒にするというところでございましたが、何度も通いまして、そのときはお話がまとまって帰るという認識だったのですが、その後になりまして、どうしても帰ってみたら話がまとまらないということで、何度も何度も行っっては話がもとへ戻ったということになって現在あります。

このことにつきましては、教育長の方から答弁をさせたいというふうに思います。

それから、小中学校と保育園の統合について、小中学校統合については教育長の方から説明させますが、保育園統合につきましては次世代育成支援対策推進協議会保育園統合検討委員会で協議をいたしました。協議の中では、児童の発達促進の面から一定の集団保育の重要性、保育環境の改善、通園手段への配慮、新市建設計画の見直しなどに留意し、現在の公立30園を16園に、へき地保育園5園を2園にしたいという統合の計画がまとまりました。今後も保育サービスの充実に向け、保育行政の推進を図ってほしいとの意見であったことを報告いたします。なお、保育園統合については年次計画に沿って地元説明で理解を得ながら進めていきたいというふうに思いますが、かなり劇的な減少を短い時間にやらなければいかんという難問にぶつかっております。

それから、透析患者の150人への対応について、透析施設は市立病院である両津、相川病院等でも透析治療を受けられるようにすべきであるというお話でございました。両津、相川病院に人工透析機能を持たせることは、医師の不足等を含めて非常に困難であるというふうに考えております。病院別機能分担を図る上から、今島内で唯一人工透析ができる施設を持っている佐渡総合病院の透析治療、この部門へやはり一層の充実が図られてまいられるようにすることが一つの大事な考え方ではないかというふうに、佐渡の医師不足等を考えますと、現在考えているところでございます。

それから、アスベスト対策につきましてご質問がありました。佐渡市が所有するすべての建築物を対象に調査したのか、あるいは市所有の建築物の調査結果についての報告の中でアスベストの使用の有無、調査中、解体予定の各棟数及び合計、詳細についてお問い合わせありました。また、アスベスト使用のありの対応について、調査中のものについては除去、囲い込みなどの必要性が明らかになった段階で予算措置をとることにしているのかということでございます。アスベストが使用されている場合の対応は、調査中のものも含め、恒久的な対策としてはもちろん原則撤去で、除去でございます。除去が建築物の構造上著しく困難な場合等は、当面の措置としてビニールシートで覆う等囲い込みの処理を講じて、処理後は環境

測定を定期的実施し、飛散のないことを確認していくこととしております。今後市所有施設のアスベスト処理計画を策定し、吹きつけ面に損傷があり、飛散のおそれが大きく、かつ施設の利用頻度が高い場所から優先します。おおむね3年以内に計画的に処理をするための予算措置を行いたいというふうに考え、金額の詳細はまだ出ておりませんが、何とかアスベストの問題でございまして、優先的な予算措置を行いたいと考えております。

既に出ている調査結果等は、担当課長から詳細の数字をご説明申し上げます。

それから、引き続いて市立学校や保育園のすべての給食調理機についても調査しているのか、それから市立学校、保育園の給食用調理機にアスベストの使用があったものについて報告を求めるということでございました。学校と保育園における給食調理機のアスベスト使用調査であります。保育園につきましては公立、へき地35園の給食調理機延べ34基についても調査いたしました。それらのうち1園2基については回転調理がまを支える底のしんの部分にアスベストが使用されていることが判明いたしましたので、撤去いたしました。これは、私はちょっと見ていないので、課長の方から説明させますが、二重がまのちょうど中に閉じ込められているもので、現在利用中で被害があるということではございませんようでございます。新しい回転がまの取り付けをするために現在発注しています。使ったものは、撤去をもう既に終わっております。

学校については、教育長から答弁をさせたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） それでは、学校教育について答弁させていただきます。

まず最初に、前浜地区の学校統合についてでありますけれども、市長からおおむねのことはお話ありましたけれども、議員ご指摘のとおりことしの4月19日に赤玉多目的センターにおいて関係13の区長に集まっておきまして、子供たちの教育環境を最優先に考えて、現在の野浦小学校施設を利用した前浜3地区3小学校の統合を提案しました。10集落からはその場で賛成をいただいたわけでありまして、残り3集落については4月末までに返事をもらうということになっておりました。3集落のうち岩首集落については4月26日に賛成をいただいたわけですが、残り片野尾集落、水津集落についてはなかなか返事がいただけなかったというのが実態でございます。そこで、9月27日に再度関係13集落の区長さん方に集まっておきまして、10月20日を期限として返事をいただくと、もしいただければ反対ということに取り扱わせていただきたいということでお願いしました。その結果、1集落は、これは片野尾集落であります。条件つきながらも賛成、もう一集落、水津からは賛成できないとの返事をいただきました。大変残念だと思っております。これを踏まえた協議の結果、大変残念でありますけれども、市長から出された提案は取り下げることにしました。このことを各小学校ごとに説明を終わったところであります。今後の取り組みはどうかということでございますけれども、この後は子供たちの教育環境を最優先に考えながらも、当面は地域からの意向を待ちたい、このように考えております。

続きまして、検討委員会からの答申の件でございますが、この内容につきましてはさきの議員さんにもお答えしましたけれども、学校教育環境整備検討委員会の答申をいただきました。詳しいことは後で課長から説明してもらいますが、これを受けて当教育委員会でも協議を重ねておりますが、早い時期にその方向性を決定しまして、決定次第、議員の皆さん方にはもちろんでございますが、市民の皆様にもお示しし

たいと、このように考えております。

それから、アスベストの建物等については後で担当課の方から出ると思うのですが、給食調理機の件についてであります。学校給食調理機等のアスベスト使用調査については、県及び業者等から現在までに情報提供があったものは、給食センター及び自校方式の学校を含め、全施設で調査を終了しております。調査の結果、給食センター2カ所、小学校2校、中学校1校で、調理機器計7台と、調理機以外の食器洗浄機等計3台、燃焼部等の一部で断熱材として使用されていました。いずれも飛散のおそれはありませんが、長期間使用していることで、これはすべて更新したものもありますが、更新したいと考えております。なお、調理機7台のうち3台については既に取りかえを終了し、残りの調理機等についても今議会の補正予算でお願いしているところであります。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） アスベスト対策について現在の調査状況についてお答えいたします。

まず、佐渡市が所有するすべての建築物を対象に調査されたのかというお問い合わせであります。これについては905の施設について調査をいたしました。

2番目ですが、調査結果についての報告を求めるということでありまして、アスベスト使用のありの施設であります。現在までのところ市有施設については16施設の35カ所、学校につきましては4校の18施設であります。合わせまして20施設の53カ所でございます。なしの施設であります。なしの施設につきましては市有施設が32施設の49カ所、学校につきましては19施設の33カ所です。それから、現在も調査中の建物であります。いずれも市有施設であります。10施設の18カ所です。解体予定は何棟かということですが、今解体予定についてのまだ検討まで至っておりませんので、ここについてはありません。合計であります。すべてあり、なし、調査中含めましての合計であります。81施設の153カ所ということになります。

それから、アスベスト使用のありの対応についてということですが、現在市有施設16カ所、16施設の30カ所でアスベストの含有が確認されたわけであり。学校につきましては4校18カ所確認されたわけですが、可能であればすべての施設を直ちに使用停止をして除去を行うということにしたいわけですが、実際には予算的に難しいということでありまして、前回の議員のご質問にもお答えいたしました。一応私どもとしては当面のアスベストの対策方針を検討いたしました。その中では、アスベストの状態のまず確認の中で飛散のおそれの大きいもの、そして利用形態の中で利用頻度の高い場所等につきまして、そして利用頻度にかかわらず他への影響が危惧される場所、これは特に機械室内の空気を取り込み、他の場所に空調する設備を有する機械室等ですが、こういう基準に当たりまして、緊急度の高いところという施設につきましては対応したいということで考えております。

今回の補正予算の中でも1億1,000万余りの予算を計上させていただいております。学校施設あるいは社会教育施設等については直ちに对应してまいりたいということで、予算の方も計上させていただいております。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 鹿野学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（鹿野一雄君） それでは、ご回答申し上げます。

検討委員会の答申内容をということでございました。これは、私どものいただいたものは義務教育水準の維持向上と学校経費の合理化をどうすれば図れるか、それからそれは生徒、児童数の推移等をもってやりたいということで、基本的には今議会でも金田議員にお答えしたところでありますけれども、小学校は1学年40人以上、6学級以上のそういう学校を13校、それから統合なかなか難しいという学校についてはおおむね3校、中学校については2学級で80人、3学年ですから240人、その学級とれる学校を6学校、それから統合がなかなかそこまでできないという、小さいけれども、残さなければならぬ学校ということで、おおむね3校ということで結果を答申をいただいたと。内容は、そういうものでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） 保育園の調理機の関係でお答えいたします。

9月20日から26日にかけて、全施設を調査してまいりました。そうしましたら、公立、へき地合わせまして35園中34基の回転がまの使用がございます。そのうち先ほど市長が申し上げましたように1園で2基がアスベストがちょうど回転がまを支える支柱のところにアスベストが使用されておるとことが判明しましたので、直ちにその日のうちに使用禁止、そして翌日にはシートで覆いをかけまして、その1週間後ぐらいだったでしょうか、業者により撤去し、今のところ応急手当てということで公民館の大なべをお借りしまして、今調理の方には影響ない状況で運営をしております。なお、新しいものにつきましては、今発注済みでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） それでは、2回目の質問をしていきたいと思います。

学校教育について、前段の両津の前浜地区の小学校統合についてですけれども、教育委員会はこの間いろいろさまざまなことがありまして、しかし教育委員会は住民からの意見だとか要望を聞いて、努力されてきたと私は思います。ようやくここまでこぎつけてきたと思っているのですけれども、今後とも住民と話し合いをして、新たにまた改善点を見出せるところや一致点ですか、ありましたら教育委員会として取り上げて、今後も努力を続けてほしいと私は考えますけれども、どうでしょうか、教育長。

○議長（浜口鶴蔵君） 石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） もちろん子供たちのことを考えて、この統合という問題について私たち努力を続けてきたわけでありますので、地元と話がつくことであれば積極的にそのことを検討したいと思いますし、努力したいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 確かに長い10年という時間をかけ、そうはいっても今教育長が話されたお考え、そういうところを大事にしながら、市長も4月に提案をされ、また提案される前から何回か地域の方とお話をしながら、いろいろ意見交換をしてきました。市長の提案があったからこそ、ここまで私は来たなという感じを持っております。教育長も今お話しされたように、市長も今後教育委員会の意見を尊重されて前向きに取り組んでいただけるかどうか市長の答弁求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ずっと長い間やってきたので、地域に入ったのも3回ぐらい入ったのですが、あ

る程度のところまでいくと、また戻るとかいうふうな格好で、なかなか毎日でも通えばよかったのかどうか分かりませんが、そういうことで一応一つの区切りをつけようということになりまして、それはそれで動いているようです。今後反対のところからの提案でもあれば、またそれはさっき教育長が言いましたようにその可能性はあると思いますけど、現在はどんどん延びてきたものですから、ずるずる延びて、来年のまた入学等の手続もありますし、これ以上待てないということでございました。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 今市長のお考えをお聞きしました。それでは、この問題は長い時間かけましたので、いろいろ問題があったことはあったのですが、とにかく一歩でも二歩でもいい形でそういう形になればいいなと思っております。

では、次にいきます。佐渡市全体の学校、保育園統合についてです。学校統合検討委員会の答申ですか、地域住民、関係者、保護者の意見など住民意向で、これは率直にお聞きしますが、教育長、そういった住民意向でつくり上げてきたものですか。教育長、答弁を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） 住民の意見を聞きながら積み上げてきたというよりも、佐渡全域からそれぞれの住民の意見を代表するような委員の方を推薦をいただきまして、その人たちが集まって、そして子供たちの教育という立場から考えるとどういふことが必要なのかと、このことを相当議論を尽くしましてこの答申に至ったものです。もちろん財政的な問題もありますけれども、やっぱり学校教育というのが本当に少人数、小規模でいいのかどうかというようなところを相当議論したつもりです。しかし、そうかといって佐渡市という海岸線の長い地域において、ある程度一定の人数の学校で切磋琢磨させたいわけですが、それもかなわないところもあるということで、特色ある学校というものもそれぞれ残していくと、私はそういうように答申を受けとめております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 今学校統合は教育長へお話をいただきましたけれども、保育園の統合案ですか、これ資料いただきましたけれども、この統合案は、また同じ質問なのですか、地域住民、関係者、保護者の意見など住民意向でつくり上げてきたものなのかどうかお伺いします。答弁求めます、社会福祉課長。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

住民の意見というのは、どこまでを住民とっていいのかという部分でございます。先ほど市長の答弁にございましたように、昨年度次世代育成支援行動計画を作成するための25名の民間委員がいらっしゃいます。その中から9名ほどお願いをしまして、そのほかに各支所の担当課長9名と、計18名でいろいろ意見交換しながらまとめてまいりました。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 今教育長と社会福祉課長、学校統合案と、それから保育園の統合案、私はこれ今の

お話、答弁をお聞きしてわかったのは、再確認しましたけれども、この案は結局住民意向の意見を聞いた案ではないわけです。検討委員会ということなのですから、これが第1点、これ大事な点なのです、実は。住民意向でつくったものでないということをここでちょっと一つ押さえておきたいのです。

次に、先ほど学校教育課長ですか、学校統合は学校経費の合理化をなぜやらなければならないのですか、教育長。

○議長（浜口鶴蔵君） 石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） 財政の問題というのは、私たち直接的にはかかわらないわけですが、まず第一義に考えたのは子供の教育環境としてどのぐらいの学校規模がいいかということでした。それから、そうかといってまた全くそういうことを無視して学校を残していくということもできないわけでありまして、もちろん財政ということも大事な一つの要素だと思います。しかし、あくまでも私たちがこの答申をいただいたのは、学校教育を最優先したということですので、具体的に住民の意向を聞いていきたいと、このように考えております。

それから、住民の意向ということですが、この統合を進めるに当たりましては地域住民に計画案が教育委員会が決定次第出ますけれども、それを進めるに当たりましては住民の意向を十分尊重するということが留意すべき事項としてきちっと載っておりますので、具体的には住民の意向を聞いていきたいと、このように考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 学校経費の合理化をなぜやらなければならないのかという質問しましたけれども、ではもうちょっとわかりやすく、教育長、質問させていただきたいと思います。では、何で学校統合するのですか。教育長、お願いします、理由があるはずですよ。

○議長（浜口鶴蔵君） 石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） 子供たちの教育環境を最適なものにするためということでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） それは、統合しなければできないのですか。教育長、答弁求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） これは議論のあるところでありまして、どういう規模の学校が一番子供たちにとっていいかというのは議論のあるところです。これは、当然検討委員会でも議論されたところです。しかし、最終的にはやはり今子供たちの状況を見る中で、ある程度の子供たちが集まって切磋琢磨する中で、社会性も育てながら学習するのがいいだろうと。実際問題として、この後入学者がゼロというような学校も出てきます。それで本当にいいのかどうかということを私たちは真剣に受けとめなければならぬと思うし、それから一つの学校で部活で野球はできない、サッカーはできないというようなことで、本当にこれから次の世代を担う子供たちとしていいのかどうかというようなことも十分議論したところです。そういう中でやはり小学校では6学級ぐらいだろうなという、あるいは中学校でも2学級の6学級だろうなというようなことで結論に至ったわけでありまして、以上です。

財政と言いますが、これ今国庫負担ですので、学校建てるにしても教員は全部県から来るわけですので、財政もちろん市費も入るわけですよ、いろいろな教材備品とか、そういうものでは入りますけれども、基本的には国庫負担ですので、そう財政だけが最優先ということでは私はないと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 学校の統合にしても、保育園の統合にしても、やはり盛んに同僚議員の質問でもありましたけれども、子供の児童数の少なくなっているだとか、少子化の問題よく言われますけれども、私はその点を考えますと、保護者の立場に立てば、今の子供の数よりか、統合して多くのお友達と勉強したり、お友達を多くつくって遊んだり、そういう点は理解をしますけれども、今回の統合は佐渡全体ですから、多い学校も統合するわけですから、それなりに人数のいる学校でもあり、保育園もそうでしょう。それらには、ある程度そんなに少ない人数だったら私は理解できるけれども、佐渡全体ですから、大変大がかりな仕事であります。それで、ただこれからいろいろ進むうちに、私のように本当に基本的に何で統合するのかとか、何で保育園を統合しなければいけないだとか、本当に市民からの意向に沿ってつくり上げてきたものでないから、その際はいろいろ説明されると思いますけれども、お話しするときは納得したお話をしないと、あるいは抽象的に子供の人数だけではなくて、これこれこういう理由で統合しなければいけないというか、しっかりとやっぱり説明を隠さず、ストレートにお話ししなければ、なかなか難しいと私は考えております。

私が話をするのはあれですけれども、次になぜ学校統合するのだとか、なぜ保育園統合するのかという、その本当の理由をストレートにやっぱりぶつけるべきだと思うのですけれども、ある程度はお話見えてきたのかなと思うのですけれども、なかなかストレートに答弁できない部分もあると思うので、学校の方ですが、検討委員会の答申の中身にちょっと移っていきますけれども……ちょっと議長、上着脱いでいいですか。暑くなりました。お願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） はい。

○25番（中村良夫君） この答申の中身を見ますと、通学距離について書かれています。文部科学省では、小学校児童は4キロ、中学生徒は6キロを最高限度とする。それを統合した場合、スクールバスで通学させると。小学校は30分、それから中学校は50分とすると。これ小学校30分をキロに直すと、約18から19キロです。4.75倍、文部科学省で言っている4キロに対して約5倍です。それから、中学校は50分と。これキロに直すと約33キロ、私の住んでいる前浜の岩首から教育長や学校教育課長、教育委員長いらっしゃいます両津にある教育委員会までの距離です。5.5倍、文部科学省で言っている6キロに対して約6倍の通学距離にしようとしているのです。それで、中学校は毎日50分です。これ往復で100分です。統合のこの案、これで子供たちに与える影響、安全教育活動実施への影響を考慮したものとは思えませんが、教育長、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 鹿野学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（鹿野一雄君） お答え申し上げます。

今の件は具体的方策の中での通学距離の件でありますけれども、文部科学省で小学校4キロ、中学生6キロ、これは徒歩の場合の距離でございます。したがって、佐渡ではこれ以上の距離を統合だと考えなければならぬということで、スクールバス等のことを考えますと、長くても小学校では30分程度、これ以内で考えたい、中学校では50分以内で考えたいと、こういう内容のものです。ご理解お願いをします。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 次は、保育園統合いきます。この案にも出ています。保育園までの距離について、

これ15キロを超えるようなかなりの距離がある園もあると、ゼロ歳児などの通園距離とは思えないと、このことについて社会福祉課長はどう考えますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

そういうことも考慮しまして、調整をさせていただいております。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 今の書かれているところに大事な点を書いてあるのです。保育園までの距離について、15キロを超えるようなかなりの距離がある園もあると。これよく文章見ますと、地域格差が出ています。通園で地域格差が出ないようにするというのは基本です。社会福祉課長、答弁求めます。わかるでしょう。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

正直言いまして、統廃合すれば、近い方もいれば、遠い方も当然出てきますので、これが一律というわけには正直いかないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） しかし、佐渡市になる前に合併協議会、学校統合もそうです。保育園統合もそうです。地域格差が出ないように通園とか通学するというのが基本ですと、確かにうたわれているのです。そういう抽象的なこと言わないでほしいのです。

もう一点、社会福祉課長、これに書いてあるのですけれども、統合の案持っていますか。次世代育成支援行動計画と保育園統合は相反するものだと。一方では保育サービスをうたいながら、一方では統合を進める、不便を強いることにつながると、このことについて社会福祉課長はどう考えますか。統合案で矛盾しているのだ。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

委員の中には、確かに今言いましたようなご意見もございましたが、いろんな意見を闘わせるというか、出し合いながら、最終的に一つの原案という形でまとめさせていただいたということでもあります。正直いろんな意見がございました。今の意見ありましたが、結果としてこういう形になったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） ここで学校の先生から、統合について何点か意見をいただきました。ご紹介したいと思いますので、ぜひ聞いていただきたいと思います。

犯罪の危険性について。現在小学生の殺害事件が相次いでいます。犯罪が起きやすいのは、地域の人々と子供との分断、いわゆる顔見知りの影響があります。分校含めると37から16校です、小学生は。小学校16校へ統廃合していくということは、地域の子供を地域の人々が見ていくという意識が薄れていくと。これはまさに犯罪を誘発する大きな要因になり得ると、こういうご意見でした。

もう一点は、やはり学校の先生です。この中にも学校の先生いらっしゃると思いますけれども、自然環

境の教育について。小学校16校への統合は、スクールバス通学の増加を意味すると。先ほど出ました。このことは、地域の自然（人間も含める）とふれあいを減らしてしまうと。小学生の情操、感情教育は自然との接触も大きな影響力があります。春のうららかな潮風、そしてじとじとする真夏の太陽などなど子供の身体、皮膚を通して感ずるものは、その子供にとって一生大切なものになるはずですよ。

もう一点は、子供の存在についてご意見いただきました。通学時間の増大、確かに通学時間増大になります。スクールバスなどによる自然環境とのふれあいの少ない交通手段により、その地域での子供のいる時間は大幅に減りますと。その地域での子供の笑い声、そしてお店屋さんがあれば買い物も減るだろうと。地域との人々の顔見知りが薄くなってしまう。このことは、地域の活性化とは逆の地域の後退につながると、こういう見方をしています。

もう一つは、これ最後です。中学校については、通学時間の問題が大きいかと思います。50分ですけれども、これ約1時間は長過ぎますと。往復で2時間です、この先生の見方は。新潟から東京、私のふるさとへ帰るのは新幹線で2時間10分かそこらかかるのです。毎日東京へ行っているような感じです。そして、今回の学校、保育園統合は住民意向でつくったものではない点。そして、統合の理由です。もう大変になると、通学、通園距離、時間など。やはりこれ統合案とか保育園の案を見ますと、統合ありきです。無理やり進めようとする点など、本当にこの間何か明らかになったなという感じがします。あれ統合ありきなのです、これ見ると。無理やりです。だから、保育園の検討委員会の委員ですか、ああいう意見が出るわけです。片や保育園を充実させよう、充実させようと思うと、統合はやっぱ相反するものなのです。

だから、教育も私そうだと思うのです。子供の教育をよくしよう、よくしようと思えば、統合というのはぶち当たります、いろいろな意見があると思いますけれども。それで、今まで学校、保育園にとっての歴史的なもの、これが大事なのです。地域コミュニティ、地域との共同体ですか、共同生活体が中心となっています。現在です。そういう中心となっているのです。そういう背景があって、また佐渡市の地理的条件にも統合は無理があると思います。皆さん佐渡出身だと思いますけれども、佐渡市の地図を見せると、またおかしくなるのですけれども、佐渡の地図見てください。私東京は新宿生まれですけれども、新宿を含めて23区の1.5倍です、面積。こんな広い面積があるところに小学校を半分にするとか、非常に無理があります、100年かかります、これ進めると。

次いきます。透析患者約150人への対応についてです。現在金井にある佐渡病院で透析治療ができることは私は理解しているところですが、旧10市町村すべてにわたり透析患者がいます。約150人と言いましたけれども、150人の内訳はおわかりでしょうか。私の方でちゃんと言います。両津が44人、約50人います。それで、相川は24人、ざっといきますけれども、合計約150人です。それで、今後佐渡全体に患者数はどんどんふえます。小木、真野、外海府、そして内海府など海岸線の長い地域、山を越え、山を越えて、通院に大変苦労されています。例えば内海府から通院されている方は、お話を聞きますと、朝一番の6時台のバスで両津までまず行きます。そして、バスを乗りかえて金井まで行きます。片道1,500円で、往復約3,000円です。身体障害者手帳ということで2分の1助成されていますけれども、それに対して金額に応じて60から80%率を掛け合わせて交通費の一部を補助されていますけれども、1回通院で3,000円のうち約2,100円が助成補助されて出されているとしても、残りの900円ぐらいは常に自分の持ち出し。1回通院に行ってくれば必ず900円かかります。また、ある例の場合、バスの便や、両津から金井間のバス

の乗り継ぎで、透析治療終わったとしてもバスの乗る時間に間に合わないときがあるのです。そうすると、緊急な状況のときは仕事を持っている娘さんにその時間は仕事を休んでもらって、車で両津から金井間を送迎してもらっていると。幾ら自分の子供でも、子供でもある娘さんは嫁に出しているのです、仕事など生活がかかっているのです、その方は1回往復で2,500円払っていると言っていました。月4回としても、これ1万円です。嫁に出した娘さんをこのように2,500円で送迎を雇っていると、そこまで便の悪いところを送迎させています。月に2,500円を4回で1万円、あるいはバス便を利用すれば、自分の持ち出し分だっているので、月12回バスのみで1万800円、交通費だけで月1万800円かかります。それプラス付き添いの方を入れると、交通費だけで自分の持ち出し分は月計2万8,800円、約3万円かかる、交通費。便の悪いところはこのような状況です。病院から週3回と言われているところを、1日行って帰ってくるだけで10時間30分かけて通院治療の中、便が悪く、大変ですから、ご自分で週2回に抑えていると言っていました。このことを考えると、市長、何とかしなければなりませんよね。透析患者は、1回治療を行かないとどういう状況になるか、市長、わかりでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 現在1カ所だけしかありません。市も今まで金井のときからも含めて、いろんな支援をしながら医師の確保をお願いしているところでございます。できるだけ本当は病院のあるところがあれば一番いいわけなのですが、非常に難しいことをご理解いただきたいと思います。3回行かなければいかんところを2回、何も行かなければ尿毒症になるわけですから、できるだけ数多い方がいいのですが、そうかといってもスタンダードで3回というのが2回ということであれば、体調がやっぱり思わしくないというふうな形になるのではないかと思います。何とかそこのところを無理をお願いしているわけがありますけれども、難しいということをちょっとご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 医者が不足していると。市長、この件に関してはこういう状況だということで、ずっとお話をしていきます。少しでも佐渡を代表する市長にこういう状況があるのだということをわかっていただきたいということで話を進めていますけれども、また、市長、外海府の方は冬場はとても通院ができないので、これからがそうです。佐渡病院の近くにアパートを借りて住む人さえいるのです、実際そういう150人の中に。まさに命にかかわる問題であります。心臓に負担をかけて、長生きできないのです。それこそ重症になってきます。道のりが半分に軽減されれば助かるのですと。だからこそ、透析できる病院の拠点ですか、せめて3カ所、今ある金井、両津、相川、そして羽茂病院も含めて、透析治療できる拠点をもう少しつくるべきではないかと。この状況を聞いて改めて市長の答弁を求めますと言っても、ずっと聞いてください。

先日両津病院の高宮院長、1対1でお話しさせていただきました。非常にこの院長お話好きで、透析についてお話をさせていただきました。院長は、腎臓について専門医でもあります。透析について合併前の五、六年前ですか、検討されたようですが、この透析治療を。そして、先ほど市長がお話しした医者はもちろんのこと施設、場所、スペース、水、透析には大量の水を使用するわけですが、水道水ではなくて、水道水をさらに浄化したきれいな水を使用すると。実施までにさまざまなことがありますけれども、院長のお話を聞いて大変印象に残ったことがあるのです。医療の本質とは何かということです。

医療の本質、長いですが、話したら。両津出身のある娘さんが結婚されて島外へ行かれました。やがては出産を迎えることで、里帰り分娩を希望されて、両津病院で無事に出産されました。その節は、非常にありがたかったという内容の手紙を病院へ送られたそうです。高宮院長は、これが地域との交流だと、ここに医療の本質があるということです。その後2人目も里帰り分娩を希望されましたが、両津病院では出産ができなくなりました。地域との交流を常に考えた高宮院長ですが、残念だと、本当に心を痛めておりました。高野市長、医療の本質は地域の交流だということをどう思われますか。市長、答弁を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） そのとおりでございまして、そう思いながらもできないこともあるということをご理解いただきたいと思います。ただ、いろんな方向で確かにバス代は高くなるということであっても、道路の整備をして時間を短縮するとか、あるいは施設を、議員のご意見とは外れますけれども、集中することによって質をよくする、そういう別の効果もございます。特に透析みたいなのはできるだけ地域に広くあった方がいいですし、そうかといって非常に急を要する、あるいは高度の医療技術を要するというものはできるだけ集中した方がいいと。集中と分散、このバランスが本当はいいのだろうというふうに考えますが、そここのところの現況は必ずしもそうっていないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 市長、この件に関して私は生意気なようですけれども、合併して佐渡市になったのです。合併のメリットは、佐渡全体を考えていけるようになったということで考えれば、こういった切実な問題を取り上げて、どうしたら実現できるかと。医者がいないとか、そういうことではなくて、佐渡市だけで考えないで、多くの人たちと相談をして一緒になってつくっていくことができるのだし、必要であると考えます。どうしたらこういった状況を軽減できるのか、さまざまなことが考えられると思います。透析治療できる病院の拠点をふやすことが一番でありますけれども、あわせて言うのであれば、一つに自宅透析が考えられます。これは簡易透析の機械ですか、出現によって自宅で透析する方法が開発されていますけれども、これは経費がかかると、そういう問題ありますけれども、考えてはどうか。あるいは、二つ目に、いろんなこと考えてみましょう。出前の透析、これは各自宅まで行くということです。それと、三つ目に、官から民へ、官から民へというのであれば、民間では患者の通院のための病院のバス、セダン型などの車を使って通院送迎車を実施しています。実際通院送迎を実施している病院が新潟県内で、これ民間ですけれども、三つの病院でやっています。紹介はしませんけれども、こんなようなことが考えられます。先ほど言いました地域との交流の実現のために、ぜひ前向きに考えていただきたい。そして最後に、市長、佐渡病院以外にも透析治療受けられるようにするということは極めて大事なことです。ただ実施しろ、実施しろということを言っているわけではないです。透析治療を受けられるようにするということは、同僚議員の質問の中で1日目でしたか、災害とき要援護者への対応でも言っているように、体制づくりをしていかなければいけないのです。ならないということをつけ加えておきます。ぜひ前向きに検討を要望します。

最後に、アスベスト対策について何点が聞きますけれども、解体予定は先ほど答弁ありましたけれども、なしでありますけれども、環境保健課長、いきますよ。今後石綿使用施設の解体、それから吹きつけアスベストの撤去工事による場合に、そこでの作業員、そして施設関係者、周辺住民の安全など被害発生防止

に万全の対策を実施することが必要であります。今のところは解体予定ないと言っていますけれども、具体的にどう考えているのか答弁求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

建築物の解体等の際におけるアスベストの対策でございますが、ここに従事いたします労働者の安全については労働安全衛生法という法律で規定されておりまして、石綿含有製品、こういうものの関係労働者の健康障害防止対策を充実させるための規則といたしまして、石綿障害予防規則というものが制定されてございます。この中では、石綿の含有量が1%以上のものを扱うような場合には、特にその作業をする人の安全、暴露防止対策として、事前に解体事業者ではアスベストの使用の有無の調査をやるというような規定、また作業計画を策定する、そしてまたその作業計画を労働基準監督署へ届け出をするというような規定がございます。また、実際の作業に当たりましてはその作業に当たって定められた保護具を装着するといったこと、またその作業の中心となる作業主任者の指揮によって作業を実施する、そしてまた周辺への飛散を防止するためにもその場所の隔離ですとか、また立入禁止の措置、こういうような措置をすることによりまして、定められた手順によってその作業を行うことというふうになっております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） アスベストは飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、被害発生防止に万全の対策を実施することを重ねて申し入れておきます。そして、今アスベスト対策として、市民の生命、財産、地域を守るために先頭になって日夜頑張っている消防署員、あるいはいざというときは消防署員と条件の同じである消防団員、この方たちに防じんマスク配備を求めたいと思いますけれども、配備されているかどうか答弁を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加藤消防長。

○消防長（加藤侑作君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり火災現場において消火作業中アスベストの影響ということは、少なからず影響あることは指摘されております。それで、それらの現場に対応可能な防じんマスク、それからマイクロフィルター等でございますけれども、準備を今いたしております。それで、数でございますけれども、消防団員用に200、それから署員用に100、トータルで300、来週中にも品物が届くかと思っております。それで、消防団の活動服と一緒に消防団の方へ配備、配置をいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君、風邪引いては困りますので、上着着用してください。

○25番（中村良夫君） はい。ご親切にありがとうございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 次に、アスベスト対策として12月補正予算計上されていますが、中身について大枠答弁を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

今定例会に上程をしておりますアスベスト対策経費につきましては、緊急対応分といたしまして検査委託料として717万円、それから学校の方につきましては応急的な対応として封じ込め等に792万円、それから社会教育施設として、あるいはまた社会福祉施設等につきましては除去対策といたしまして社会福祉施設が2,118万円、社会教育施設が6,798万2,000円、それから観光施設につきましても封じ込め対策といたしまして33万6,000円、それから備品等の含有物品の購入につきまして1,000万円計上しております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 最後になりますけれども、このアスベスト対策、今困っていることは具体的に市有施設について使用できないということで非常に支障を来していますけれども、早急に対応して解決しなければなりません。それで、佐渡市や住民が実施する石綿の調査や撤去に関するなど国の費用負担で行うという対応というか、佐渡市は国へ求めているのかどうか答弁を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

アスベストの関係経費につきまして、これは11月の29日に総務大臣の記者会見等でも報道されておりますが、特別交付税とか、あるいは地方債の活用を通じて財政支援をしていきたいということであります。市といたしましても、特別交付税等において要望していきたいというふうに考えます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 最後です。答弁もう求めませんけれども、学校統合から始まって、職員を減らす、あるいは学校を減らすだとか、減らす、統合というのは学校なくなるわけですがけれども、こういった職員はいろんな声が出ていますけれども、佐渡市がそういった方向へいくのか、あるいは反対の方向へいくのかは大事な時期だと思いますので、これからも頑張って私はやっていきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で中村良夫君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時53分 休憩

午後 4時03分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開します。

近藤和義君の一般質問を許します。

近藤和義君。

〔48番 近藤和義君登壇〕

○48番（近藤和義君） 12月定例会最後の一般質問をさせていただきます。

佐渡市が誕生して、3月1日で2年になります。この間行政からの佐渡市の議会は厳しくて、きつ過ぎるとの声をよく耳にしていまいりました。私もこの議会に参加をさせていただいて、その厳しさにショックを受けるとともに、これはえらいところへ出てきたものだ、もっと勉強せねばならぬと感じているところであります。私は、金井町の議会を少しばかり経験しましたが、そのときは近藤はきつ過ぎる、議会と行

政は車の両輪ではないかと、頻繁に指摘や批判を受けてまいりました。しかし、この佐渡市の議会はそんなレベルではありません。この議会の中においては、私は最も温厚な議員の一人であります。先日の同僚議員の一般質問で市長は、議会にいじめられて大変だが、ここで我慢すれば100年後には初代佐渡市長としてその功績が高く評価され、歴史に名を残すことになるという趣旨の発言がありました。それは、一つのとらえ方かも知れませんが、私はこの厳しい議会が市長を全面的に支えているものと確信をしております。

さて、この2年間は合併後の過渡期であり、激動の年でありました。合併直後から大幅な新市建設計画の見直しがされ、本年もさらに200億円の縮減が必要と我々の特別委員会で試算をして、今その事業の見直しに取り組んでいます。議会は、昨年度と今年度において課長や支所長に泣かれ、怒られ、恨まれながらも、合併特例債事業の7割以上の実施に待ったをかけました。特に大きな金額を占める保育園や学校建設は統合計画を立ててから着手をすべきと、その計画のほとんどをとめ、金井庁舎1億円の増築にも変更がされたところであります。もしもこの厳しい議会の指摘がされず、基金を取り崩して一般財源に充てて当初計画どおりの執行がされたら、間違いなく佐渡市は倒産、つまり財政再建団体に転落しました。そして、建設事業は全面中止され、福祉は削減、市税は増税をされて、佐渡市民に大きな負担をかけたはずであります。結果して、高野市長は100年後まで佐渡市を倒産させた初代の佐渡市長として歴史に名を残したであらうでしょう。執行部の間違いがわかっているにもかかわらず何でも賛成するような議会ならば指定管理に出せばいい、私はそのように思っているところであります。諮問機関や審議会ならば、その出席日数に対する費用弁償は1,200万で十分です。議会の3億8,000万円の予算は、議会本来の目的である行政に対する批判と監視、この使命に与えられた極めて重い予算であることを我々議会は認識をしなければいけません。そして、その役割を果たすことが本当の意味での車の両輪であり、佐渡市民に貢献できるものであると確信するものであります。

市長は、11月25日の合同地域審議会の冒頭のあいさつで、佐渡市の財政状態は県内でも良好な状況であり、このまま次の世代に引き継ぎたいと発言し、新聞報道もされました。しかし、今あなたのとるべき態度は違うのではないですか。合併前に全く実現不可能な計画を多くの佐渡の島民や旧市町村議会に示したことに対するおわびと、今後ますます状況が悪くなっていくことへのお願いではありませんか。これが今佐渡市長としての市民に対する姿勢と私は思います。確かに公債比率や起債制限比率等は上位に位置をされています。しかし、これは旧市町村が頑張ってやりくりをして辺地過疎債など優良起債以外を使わなかったためであり、合併後は議会がストップをかけて事業実施をしなかったためではないですか。あなたは9月定例会の私の一般質問で、今後は優良起債しか使わないようにとの発言に対して、心配しないでもよいとの答弁をしましたが、今後このことが最も大切ではないですか。そして、合併前には平成14年に140億、平成15年に168億だった建設事業に対して、当初の建設計画では平成16年に175億、平成17年に225億と不可能な計画を示し、合併した後は去年は130億、本年は計画の何と44%も削減された100億しか執行できないことに対して、あなたはどのように考えていますか。現在の佐渡市の財政力指数は県内最低、国内最低水準にありますから、今後はほかのどこの市よりも三位一体改革の影響が大きくなっていくことの認識があなたにありますか。そこで、市長に三位一体改革による佐渡市への影響と今後の対策について質問をいたします。まず、歳入歳出の見通しと、今後の対策と改革について伺います。

次に、農業振興策についてお尋ねします。このことについては、3月定例会で全く同じ内容で一般質問をし、市長からは今後調査するとの答弁をいただいておりますので、その後の進捗状況を伺います。まず、島内農産物の輸出であります。現在世界は日本食ブームの真っ盛りであり、しかも高級なものほど需要が高いという現状があります。日本の米は、ニューヨーク、ロンドンでは日本の4倍から5倍の値段で販売されており、上海、北京でもリンゴが1個2,000円、イチゴが1個300円であります。現在日本の農産物輸出は2,000億円ですが、政府はこの農産物の輸出を21世紀の最重要国家戦略と位置づけています。農水省は、輸出支援の予算を今年度は4,700万円から8億4,000万に増額をして、外国の貿易制度の調査や日本米の輸出可能性の調査等を実施しているところであります。特に富裕層が1億人とも言われる中国では、農産物等輸出促進議連のメンバーが本年は現地を何度も訪れて、中国の要人との試食会や調査等が実施されております。そこで、一番世界でおいしいと言われる佐渡米や、糖度が日本一高い佐渡の果物を欧米や中国等へ積極的に輸出をして、佐渡の農家所得の向上を図るべきと考えます。市長は3月定例会で、代議士を通じて申し入れをしてある、今後も輸出に向けて取り組んでいきたいとの答弁でしたが、その後の進捗状況をお尋ねいたします。

次に、花粉症緩和米の導入について伺います。現在国民の19.6%が花粉症であり、予備軍を含めると、国民の60%に上ると言われております。花粉症緩和米は、遺伝子組み換え技術を使い、健康機能物質を多く含む米を食べれば、食べるという日常生活の営みの中で病気の予防や症状の緩和が可能とされるものであります。これは、医薬品や健康食品のニーズが米に置きかわるものであり、新たな1,000億円の巨大なマーケットが出現をして、通常の米の数倍の価格で販売されると言われております。実用化に当たっての課題は、環境への影響や食品としての安全性の確認、そして遺伝子組み換え技術に対する国民の理解の増進が挙げられております。私は、日本で最初に佐渡市が作付希望の手を挙げ、緩和米栽培の特区として転作田での栽培が実現できれば、低迷する佐渡農業の救世主となり、発展への起爆剤になることは間違いないものと考えております。一昨日農水省から届いた資料によりますと、開発の段階で厳密に安全性を確認し、安全なものだけを商品化するとされています。現在有効成分を含む米の作出に成功して、動物実験でその効果が確認されました。そして、隔離圃場で野外実験を実施し、約300キログラムを収穫しております。本年度中に猿やマウスを用いた安全性試験を実施し、パック米加工技術の開発をする。そして、来年度以降一般圃場での野外栽培試験を実施し、人での効果試験をして、生産流通体系を確立して商品化されたいとの運びであります。市長は3月定例会で、緩和米導入はよいアイデアと思うので、申請や使用制限等も含め、調査すると約束をされましたが、どのような調査結果になったのかをお答えいただきたい。

次に、農業後継者対策についてお尋ねをします。専業農家は年々減少を続け、現在農林水産課の資料によりますと、15歳から64歳までの男子の世帯員がいる専業農家は全農家7,271戸のうち304戸であります。各集落の中でも後継者不足は大変大きな問題であります。市長はその原因をどのようにとらまえて、どのような対策を考えているのかを伺います。

最後に、佐渡の航路改革について質問をいたします。6月定例会において、5項目の私の航路改革案を市長に示しました。議会報の議事録を読みます。佐渡の航路改革を求める。次の私の航路改革案について市長の見解を問う。1、佐渡市が佐渡汽船の株を持ち、経営参画をする。2、小木航路と赤泊航路を分社する。3、指定航路を解除して、新規の船会社の参入を図る。4、黒字航路は黒字分を利用者の運賃

割り引きに充てる。5、赤字航路には国交省や総務省等の補助制度を集中的に活用するとともに、経営者、地元佐渡市で知恵を出し合って存続、発展を目指す。以上、航路の赤字を解消して、運賃を現行より思い切って削減することにより、佐渡市の経済の安定と発展を図れるものと確信をする。市長は、離島のハンディを解決、解消するために、本気で航路改革に取り組むべきである。市長、議員の提案はいずれも改革の選択肢と考えている。特に運賃を軽減することについては、大賛成であるというような答弁をいただきました。現在も私は、今ほど述べました改革案が実現可能なベストの手段と考えております。本定例会では、多くの議員から小木、直江津航路に対する質問があり、市長は存続の意思を答弁しておりますが、市長が現在考えている具体的な存続案を示していただきたい。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、近藤議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

先ほどから近藤議員が厳しい意見は高野市政に対する支援だというふうな意味合いのことをおっしゃっていただきまして、本当にありがとうございます。かなり本気でそういうふうに思っておりますので、やはりここで議論することが一番市民にとってもわかりやすいという意味です。

それから、もう一つこれは言いわけさせていただきますと、合同地域審議会で申し上げたのは現在のポジションを申し上げたわけで、その後は議員もご存じのように厳しい状態を、それから自己財源が少ないということをご説明して、将来に今の安定を引き継ぎたいと申し上げたので、よろしくご理解をお願いしたいというふうに思います。ここに歳入の見通しとその他は、いずれにしても歳入歳出の見通しについては課長の方から説明させますが、厳しい状況であることは同じ視点でございます。何度も何度も申し上げているのですが、ちょうど三位一体の改革とぶつかったことにより非常に厳しい状態であることは間違いありませんので、それにつきましては財政課長の方から説明させます。

それから次に、今後の対策で機構改革での人件費の問題、それからその他のご質問がありました。機構改革にかかる人件費については、前にも総務課長が申し上げましたが、300万程度ということなのですが、人件費の中で一般会計ベースで平成17年度当初予算の99億6,000万円、平成18年度の予算要求額は96億1,000万ということで、差し引き3億5,000万の減となる見込みであります。これは、職員減が50人と給与構造改革によるものでありますが、その他不要な施設や事業ということで今後行政改革の一環として検証を進めて、施設については廃止、譲渡、指定管理者制度への移行等早急に進めたいというふうに考えております。佐渡市自体を指定管理者制度に出すことは考えておりません。

島内の農産品の輸出についてお話がありました。確かに国会議員有志が中国に出かけて、試食会やったという話を聞いております。いろんな反応を聞いておりますが、なかなか中国自体ではすぐ輸入するというふうなことではないという報告は聞いています。ただ、販売ルートの確立と、それからこの間レバノンでさえ魚沼のコシヒカリを売っていたという話を聞いたりしておりますので、これはまだ手をつけておりませんが、県や農協などと販路拡大の努力をしていきたいというふうに考えております。

花粉症の緩和米の導入ですが、確かにお話もありました。県内でもことしいもち病等に強い米の野外栽

培実験が行われて、これに対して農業者や消費者、NPOが他の稲との交雑を心配する、つまり遺伝子移入の米でありましたので、現在でも反対運動と係争中だという話を聞いております。もしこれがクリアされれば非常に素晴らしいと思うのですが、県では2月議会の条例化に向けて、遺伝子組み換え作物のあり方検討委員会で基準等の策定を進めていると聞いております。

佐渡市で特区等を含めた作付というご質問ですが、ああいうふうに申し上げながら、きっちりとした情報収集ができているかどうか、ちょっと課長に答弁させます。

後継者不足の対策であります。これにつきましては、農業後継者だけに限らず、いろんなところで後継者対策を進めているところであります。なかなか効果があらわれないのでありますが、例えば東京事務所の開設、あるいは後でも質問にあると思いますが、上位校の設立等ある意味では着々と準備が整っているところもあります。ただ、すぐ具体的に何人ふえたかと言われますと、まだ施設もできておりませんので、そのところはなかなか難しいところがあります。Iターン、新規就農者に対する具体的な支援は、既にもう赤泊、羽茂でやっているところでありますが、これも原因の分析と、なかなか効果が上がらないことに対する分析をしていかなければいかんというふうに思いますが、今までの経過をネガティブな方向で報告を受けているところも多いわけでありまして、なかなか居つかないとか、ニートやフリーターの場合はそこまで農業就労への腰が据わっていないというあれも聞いております。これからは機械設備等の導入等を通じて、支援は考えていくべきだというふうに考えております。

それから、小木直江津航路のあり方検討会議、この間提案がありました。現在は何度も説明を申し上げているように市と佐渡汽船と県の検討会が始まっております。佐渡市の姿勢についても何度もお話をしておりますが、ご提案のあったことはともかくとして、根本的に小木航路の存続がどうであればやるのか、それから運賃の低減がどういうふうな方策であればできるのか、いろいろ運輸行政に対する国の規制も厳しいところから、なかなかこれからの議論はかなり厳しいものがあると思いますが、今までにない踏み込んだ解決の方向を目指していきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） 補足して答弁させていただきます。

まず、三位一体の改革に伴う歳入の見込み、あるいは歳出の見込みであります。三位一体改革につきましては、国庫補助負担金の一般財源化改革でありますし、それから税源移譲と地方交付税の改革であります。その中で歳入部分の税等であります。本来税の方に税源が移譲するということになりますと、基幹税については若干伸びる傾向にあると思います。ただ、現状の中では余り大きな伸びは期待できないということでもあります。また、所得譲与税等であります。17年度につきましては一定の割合で交付されましたが、18年度については全く配分の方法等も定まっております。そういう状況であります。ただ、今までの流れからいいますと、ある程度の交付はお願いできるかなということでもあります。また、地方交付税につきましては、中でも普通交付税であります。これも改革が進められておりまして、18年度においても減少の傾向であるかなということで、余り増額は見込めないということで考えております。また、国の補助金あるいは県の補助金等ありますが、これも一般財源化等によるもの、あるいはまた補助負担率等の引き下げ、廃止等によるもの、こうしたものがどの程度今後影響出てくるかということについてはまだ定かでないわけでありまして。ただ、これも当然県の補助負担金を含めて減少してくるというふうに見てお

ります。それから、地方債につきましては、将来の財政負担等を考えますと、発行については抑制をしていくということが必要ではないかなと。これは、地方債の発行も平準化をしていくと、こういうことが必要ではないかということでもあります。トータル的に歳入全般で言いますと、一般財源総額の伸びが余り期待できない中で国あるいは県の補助負担金に余り依存もできないし、地方債も余り多く発行できないということで、厳しい状況が続くというふうに考えております。

それから、歳出であります。まず人件費については抑制が必要であるというふうに考えておりますし、また施設の維持管理経費につきましても施設数が相当佐渡市の場合多いわけですので、今後修繕等の費用も含めると増嵩が予想されるということで、適正な管理が必要になってくるのではないかとこのように考えております。また、公債費等につきましても旧団体からの借り入れ等の残高等もありますし、今後優良債等の発行はしていきますが、公債費に占める一般財源も当然必要になってくるのではないかとこのように考えて、これも増加の見込みになってくるかというふうに考えております。それから、建設事業等につきましては、全体的に一般財源が減額する中では減少傾向にせざるを得ないのかなというふうに考えております。こちら辺につきましてもスクラップ・アンド・ビルドという形の中で考えていくことが必要ではないかなというふうに、歳出全体といたしましては行政改革を推進して経費の節減を図っていくということが必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 本間農林水産課長補佐。

○農林水産課長補佐（本間俊一郎君） お答えいたします。

花粉症の緩和米でございますが、これはまず一番大事なことは国民の理解をいただくと、これが一番大事かと考えております。

以上です。

会議時間の延長

○議長（浜口鶴蔵君） 会議の途中ですが、あらかじめ申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により延長いたします。

〔「農林水産課の進捗状況、何にも報告ない。3月定例会から7カ月」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 本間農林水産課長補佐。

○農林水産課長補佐（本間俊一郎君） お答えいたします。

つくばの方に電話をしまして聞きました。情報ですと、二、三年後に実用化のめどということが出ておりましたが、実際に聞きますと、まだ四、五年かかると、こういうことでございます。

以上です。

〔「農産物の輸出」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長補佐（本間俊一郎君） ちょっと資料持ってきます。

お答えいたします。農産物の輸出関係でございますが、議員ご指摘のとおりいろいろな方面で輸出の促

進を進めております。旧輸出議員連盟のその後の組織としましては、日本の農産物等の輸出を飛躍的に推進する会、こういう会も発足しておりますし、県の方ではジェットロ新潟と共同で新潟県農林水産物輸出研究会と、こういうものも立ち上げて輸出の促進を奨励しております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 財政の方に少し時間を使いたいので、さっと後ろから飛ばしていきます。飛ばしてというのは急いでという意味ですが、航路の関係ですが、新聞報道によりますと、北信越の運輸局の大野局長が四つの提案をしています。一つ目は収入拡大と経費節減による現状維持、二つ目が佐渡汽船から分社をして航路を存続する、三つ目が航路は存続させるが、佐渡汽船は撤退、四つ目が航路の廃止であります。先ほど言いましたように私は3番目の意見を持っておりますし、前の議会でもその話を提案しているわけではありますが、実は分社化というのはよくまだわからないのです。子会社をつくることを分社化というのか、全く別の会社を入れるのも株さえ持っていれば分社というのかよくわかりませんが、直近の例で同僚議員から聞いたので、ちょっと地図を持ってきました。1月1日から分社化をして走る航路があるのです。下北半島、下北汽船といいまして、この青いところ見えますか、これが離島航路なのです。それで、同じ下北汽船がこの航路とこの航路を両方やっていたのを、この航路の景気が悪くて船もかえなければいけないので、これを下北汽船にして、シラインという新しい船会社をつくったのです。国交省に夏同僚議員と一緒に行きまして、その後も何回か担当と電話をしているのですが、これは、ですからこの分は国交省の補助金がちゃんと継続して入るそうです。それで、小木航路も生活物資を運んだり、郵便物を毎日のように船で運んでいけば生活航路に認定できるから、補助金は入るというふうに担当者は言っております。それと、指定航路を解除して新規の船会社の参入は全く問題がない、それは当たり前のことで、十分に可能性はあるというふうな話を聞いております。ですから、今言いましたように私は3番目の航路は存続させるが、別会社をつくっていろんな補助を入れながら、佐渡市もお手伝いをして、地元と一緒に存続をするというのが一番いいのではなかろうかというふうに思っています。

それと、佐渡市が佐渡汽船の株を持つ必要があるというふうに前回の定例会で申し上げましたが、なぜかといいますと、分社をした場合に島民の93%が両津航路を使っているわけです。切り離してしまえば、通常ベースですと10億円黒字です、去年は少なかったですけども。それを運賃値下げの方に向けるためには、ある程度株を持って、発言権を持って参画をしないと、私は無理だと思うのです。そういう意味である程度の株は持つべきというふうに考えている市民も多いと思うのですが、私はそのようにずっと思っております。間違いという声もあるのです。発言権がなくて、ただ県におんぶにだっこ、ぶら下がりだけではやっぱりもういけない。もうけた分は島民に還元するということをとにかく最優先にやっていくべきであるし、市長にはその方向で考えていただきたいと思いますが、今までの話でどういうふうに見解をお持ちですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今の話の中での株を持つのはちょっとまた別の問題として考えて、幾つかの方策の中を検討しようということです。それから、議員が言われた提案の3番目について、具体的にそういうことも可能性があるだろうということも言えないことはない。ただ、どれをするかというのはこれから始

まるわけなので、そのところは一番効率がよく、かつまた国も協力してくれるような仕組みでないと、すぐに指定解除は楽にできると思いますが、新たな赤字補てんの仕組みをどう構築してもらえるかというのはまた国との話し合いが必要だ。それには、県の協力も必要だということになってくるというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 先ほどの下北半島の例は新しい航路を会社をつくって、その会社に任せたのですが、その会社はバス会社が社長です、弘南バスという。これはあくまでも本当のうわさですが、小木航路もやってくれる企業はあるといううわさは聞いています。あくまでもうわさの段階です。ですから、その方向で佐渡汽船と一回切り離して運航した方がいいというふうに私は思っています。

次に、農業の振興策について伺います。後継者の不足の原因、市長はいろいろ言っていただきましたが、それは東京事務所を開設したり、上位校を持つてくるのが直接結びつかないと私は思うのです。その原因は、もうからないからなのです。百姓で食っていければ、後継者は必ずたくさん出てきます。ですから、農家所得を上げるための方策を私たちが考えてあげればいいし、それをする必要があるということで前回の定例会からずっと提案をしています。農産物を輸出すればとにかく佐渡で、佐渡の米はおいしいですから、国内で売る米の2倍で売れても農家所得は大きくなるわけです。それをどうしても行政もお手伝いをして、そのルートをつくってあげるということが大事です。小泉さんもそれだけは命がけでやろうということで進めているようでありますから、乗り遅れないようにしていただきたいというふうにお願いをしておきます。

花粉症の緩和米ですが、その前にもう一つ米の問題言います。日ごろから私考えているのですが、佐渡の米はおいしいですが、佐渡の中でもおいしい米とそうでない米があることは市長もご存じだと思います。特に山間地の米はおいしいです。反収は少なく、手取りは少ないけれども、かなりおいしい。それを今農協へ出すと、全部ごちゃまぜにして、値段も統一されて私ら農家へ返ってくるのです。それでは、だめだと思うのです。やっぱりおいしい米はおいしい米で、平野の米とまぜないで、差別化をして、その米は特別何とか米という名前をつけて、高く売れますから、特別にまたおいしい米は。そういう分別をしながら販売をしていく、それが大事だろうと思うのです。特にカントリーへ行きますと、ごちゃまぜであります。自慢するわけではないのですけれども、私は山で田んぼつくっていますが、今まで2等米ほとんど出したことないのです。去年も1等だけですが、反収、収量は少ないです。ところが、飲食店にやっても、どこへやってもおいしいと言われますから、おいしい米はおいしいなりに特別扱いをしていただくように農協とも相談をしていただきたい。これ前からそう思っていたのですが、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） これは、前から私も真野のときに国分寺市へ出すときに真野の中山間地の米を出したいということで話しましたが、農協からけられたのです。想像したのですが、まぜてちょうどおいしくなるのであれば、まぜなければやっぱりもっと差がつくのではないかなと、これは推測ですから、そういうふうにしたわけですが、組合長もわかりましたし、これは聞いてみます。前の組合長が悪かったとかいうのではなくて、仕組みがそういう仕組みの中で動いていたのは、味についてはやっぱり一定の味を維持するということが大事だったのだろうというふうに思います。それから、佐渡全体として総額は

どっちがたくさん売れるのか。もちろん平場の収量は多いわけですから、そういう意味ではせっかく苦労してつくっておられる人も高く売れるようにできたらしたい。それから、今回無農薬、無化学肥料の場合はお願いしまして、その出荷数量がふやせるようにという組み立てをしようとしております。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 花粉症緩和米、市長が言われるのは私もよくわかりますし、害があるかないかはこれからわかるわけですが、それでも100年後、200年後に害が出るかわからないというような理論もあるそうです。そうしますと、いつまで待っても佐渡ではつくれないというようなことになります。恐らくこれが安全性を確認されて売り出すようになれば、全国の農家が手を挙げるのではないかと思います。それで、私は特区にして、先に手を挙げておいて、佐渡の特産物にさせていただきたい。普通の佐渡コシヒカリの何倍かの値段でこれも国内で売れるということですから、安全性確認されるのを待ってやれば全国に広がりますから、手を挙げておいてクリアするのを待つという方法はできないのかどうか、そういうことを考えています。

それと、一番遺伝子の組みかえ作物をつくっているのはアメリカです。ジャガイモとか、トウモロコシとか、大豆。アメリカは私の感覚では、今までに質問しましたが、アスベストやトリハロメタンその他とにかく人体に影響あるというか、安全性には世界で最も数値がきつい国、基準が厳しい国なのですが、そのアメリカがこの遺伝子を動かした作物だけは安全だということであれだけつくらせて、世界じゅうにアメリカの遺伝子をかえた作物が行き渡っています。そういうことを考えますと、世界じゅうの多くの研究機関が一生懸命にこの安全性を確認し、また害があるかどうかを研究をしています。遺伝子組みかえ食品出ましてからもう20年近くになると思うのですが、世界じゅうでただ一カ所の研究機関も、国もこれに対しては危ない、被害が出る、危険という結論を下したところはないのです。ただ、日本では風評被害というのあって、佐渡で佐渡コシヒカリはおいしいのに、危なくないけれども、そんな危ないものをつくっている、佐渡のコシヒカリに影響が出るというような考え方もありますから、それはそれで気をつけて進めなければいけないと思いますが、飛躍的に農家所得は上がります。とにかく3割減反の同じ田植え機を使って、同じコンバインを使って、何倍も収穫、所得が上がるわけですから、本当の起爆剤になると思うのです。もう一度市長の見解を伺いたいと思いますが、無理かどうかわかりませんが、とにかく調べながら同時に手を挙げていくという方法はできないでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 私もその話を聞いてから動かなかったのが、申しわけないのですが、遺伝子組みかえといっても同じ植物同士、あるいは一部動物も含めて遺伝子の中に持っている例えば抗バクテリアだとか、あるいは抗昆虫だとか、あるいはそういう病原菌に対するもともと持っている遺伝子を移植するだけの話ですから、自然にあるものでそういう効能を持つということなので、私個人としてはちっともおかしくないのではないかと思います。しかし、さっき言われましたように非常に大きな被害意識というものがこれだけ大きくなってきますと、例えば商品なんかにしても、しょうゆにしても、あるいは豆腐にしても自分のところは遺伝子組みかえ大豆を使っておりませんか、あるいはパンにしてもそういうのが出るような時代になりますと、なかなか簡単にはいかないだろうと。ただ、それも認識してくる時代が来れば、それは減農薬や、あるいは肥料なんかの効率的な使い方ができるわけなので、これは担当にきっちり情報

のフォローアップをさせたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 財政問題にいきます。

まず、私が配付しました、かなり時間をかけてあちこち調べながらつくった資料なのですが、この分析資料に数字等の間違いがあったら指摘をいただきたいですが、お願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

きょう議員から配付いただいた資料を見ますと、数字的にはこのとおりだというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 改革の全体像、補助金を17年、18年で3兆円程度廃止して、それから19年から4兆円削減これ決まっています。それから、その負担金を減らした分地方の税収を上げるということですが、その税源移譲が18年度まで3兆円の税源移譲、19年からまた3兆円ということであります。これは、義務的経費の10割と公共事業の8割ということです。地方交付税、これが私腹立っているのですが、地方交付税というのは基準財政の需要額、これだけ1年にお金がかかります。でも、これだけしかありません。その差額を埋める補てんの交付金、そういう機能を持っているのですが、建前は双方が納得できる、国と地方が納得できる形で調整するという建前ですが、実はそうはなっていない。

その下の国のこれまでの実施内容と問題点調べて書いておきましたが、16年まで、昨年までは15年、16年度で1兆6,000億の削減、その中に保育園入っています。1兆6,000億を削減して、税源の移譲は6,500億円です。それは所得譲与税に入っていますが、下の税源移譲の予定特例交付金、これは市町村ではなくて県に入って、県から少し来るかもわかりませんが、そういう性質のものです。これも国は4対3で、4兆円と3兆円でやっているのに、私らのところへ来るのは、恐らく小さな市町村はもっとこれが比率が変わってきます。それを後でご説明します。いずれにしろ、補助金を減らした分国から移譲する、同額移譲だと私思っていたのですが、これほどの差があるということは全くもって削減額と移譲額が違う、不十分だというふうに感じています、白抜きで書いておきましたが。それから、交付税です。交付税が一番くせ者であって、広義の地方交付税といっておったのですが、地方交付税と臨時財政対策債合わせて2兆9,000億も削減をするのです。左の譲与と比べてみてください。これは納得できない。地方の行財政の運営に大きな影響を与えると、当たり前のことですが、書いておきました。

それから、17年、ことしですが、1兆8,000億の削減がありまして、税源移譲が1兆1,000億で、内容の1兆1,200億のほか交付金化の改革とスリム化の改革3,400億と3,000億ですが、これは国が離さなかったそうです、省庁が。結局地方分権にならないところを守ったという性質らしいので、これでは本来の目的を逸しているというふうに私は感じています。

それから、交付税の方ですが、また臨対債を合わせた15年対比の削減額は3兆9,000億という削減がされました。これも後で質問しますが、佐渡市なんかは財政力が小さいですから、そういう小さい過疎の自治体ほど影響が大きくなってくるのです。大きい自治体は影響がほとんどない。こういう小泉さんの都市的な都会優先の改革がこの中身であって、私は納得できないところがたくさんありますが、市長、財政課長、それぞれ見解を伺います。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 補助金、負担金を減らすのは、これは大変なのですが、かわりの税源譲与分が少ないというのは十分わかっていまして、ただ今回地方六団体が交渉したのも最終的には地方で自分で自由に使える金をきっちり確保しようではないかという形の三位一体に対する一つの答えでもあったわけなので、それは一致してやったのですが、国は何だかんだ言いながら我々にゆとりを与えない。おまけに今度は交付税の改革というのですか、そういう形で搾り上げようとしている。我々人口も減ってきますし、恐らく今度の国調の結果も少ないのではないかというふうに思います。さらに、そういう意味では厳しい状況になるということを十分理解しております。もちろんこれについては団体を通じて、私一人が言ってもしょうがないのですが、全員で事あるごとに抗議をしたり、要求をしたりを続けています。

詳細は、今度は課長の方から。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

財政力の格差によって違いが出てくるという部分であります。議員もご存じのように自主財源の構成比が高いところについては交付税とか、あるいは国、県に依存するところが少ないわけでありまして、逆に自主財源の低いところは交付税等依存財源が大きいわけでありますので、当然影響は大きいというふうに考えております。ただ、税源移譲については基本的に税率をフラット化して、偏差度をそんなに高くしないようにしようという部分であります。ただこれについても財政力の格差によっては影響が出てくる部分もあるのではないかなということがいろいろと識見のある方々の書いたのを見ますと、意見もいろいろあるということで、この辺はこの後どういう形で具体的に制度が示されるかによってわかってくるのではないかなというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） あと15分ですね。用意したものの3分の1もできない。

横浜の例あります。横浜の例は裏ではないのです。我々は20億の影響が来ています。国県支出金のマイナスの改革分の5億200万です。それから、地方譲与税、そのうちの改革分の所得譲与税に入っているやつが1億2,000万で、臨対債マイナス11億、これが来ています。横浜もどうかなと。横浜市は1兆3,000億の予算規模で6,700億が税収です。そんなでかい大きな都市でさえ、23億円の影響しかないのです。こんな小さい佐渡市が20億円、あんな大きい都市が23億円、これは現実の姿です。これが結局離島、辺地などを圧迫する一体改革になっていると思うのですが、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

議員ご指摘の横浜市の場合は自主財源比率も高いわけでありますので、当然国あるいは県に依存する、その分が少ないことから、こうした影響額で済んだのかなと。ただ、佐渡市の場合は先ほど言いましたが、国庫金等の影響というものが大変大きいということでもあります。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 先ほど16年と比較しましたが、20億と23億は17年の比較でありました。

全部飛ばして本筋、一番聞きたい部分へ入りたいと思います。まず、新市建設計画を、当初のやつです、

4月に作成されておりますが、それに対して昨年6月にすぐに5年間の見直しをかけて366億ほど減額をしました。私たちも事業の見直しを特別委員会でしたが、どうしてこの見直しが必要だったのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

見直しの一番大きい要因というのは、地方財政計画が16年度の分が16年の1月ごろだったと思うのですが、示されました。そのときに普通交付税と臨時財政対策債とを合わせまして約12%の削減が示されたわけです。といいますのは、市にとりまして一般財源総額が相当厳しくなってくるということから、普通建設事業等の見直しもしなければいけないという部分で見直しを行ったものであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） その推計は、だからおかしかったわけでしょう。結果的には、この表に書いておきましたように、影響は16年度で3億6,800万、17年度で5億9,300万ですから、率にすると16年で0.6%の影響しかなかった。三位一体がですよ。17年で1%までいったか、いかんかの影響しかなかったわけです。ですから、何のためにあれほど大幅な財政見直しをしたかということ、三位一体改革とか、それから地財計画の発表のためではなかったでしょう。まだ端的に聞きます。16年と17年、当初の建設計画どおりに仕事を進めていたら佐渡市はどうなりましたか。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

合併当時の建設計画につきましては、先ほど言いましたが、一般財源総額が落ち込んできたというのも一つの要因として見直しせざるを得なかったということでもあります。ただ、議員お話しのようにそのままの状態を事業を推進したらどうかということですが、今の状況下の中で見てみますと、17年度は何とか基金等の取り崩しで対応が可能だと思いますけれども、18年度以降については大変厳しい状況下に置かれておるなという気がいたします。

○48番（近藤和義君） いつごろ再建団体になりましたか、16、17にやったら。

○財政課長（浅井賀康君） 今の状況については詳しく分析はしていませんけれども、再建団体ということになりますと、標準財政規模に対する割合ですので、まだそこまではいかないと思いますが、19年ごろからは財源的にマイナス財源になってきたなという気はいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 据え置きが2年ありますから、すぐにはなりませんが、その後には必ずそうなったでしょう。いいですか。私が言いたいのは、建設計画が全く不可能な計画だったと言いたいのです。恐らく計画どおりやれば今16、17やっただけでもう19年、20年ごろには再建団体になりましたが、そうではなくて、違う方面から考えると、平成25年までの10年間で起債残高が1,080億、そういう計画でした。それを平成30年一本算定を目指して、25年が450億近い予算規模ですから、恐らく市長の答えと、それから財政課長の答弁は金額が多少違いますが、平成30年、250億ぐらいになるか、300億になるか、そのぐらいです。250億の場合、1,080億の起債残高を25年で抱えて、同規模、財政規模と同じぐらいの起債残高が一本算定の最初の30年に必要としたら、残り800残るのです。それを4年で割ると、1年間200億。何にも一円も事業をしなくて、起債もしなくても、年間200億をなしていかなければいけない、そういう財政計画だ

ったのです。これは無理でしょう。幾ら借りかえをして長期に延ばしても、結果は同じではないですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

議員ご指摘のように当初の建設計画が見通し甘かったということは、否めないというふうに思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） これは、私はずっと特別委員会へ入って財政をいじりながら感じていた、この計画は無理だなと。1年、2年でかなりの見直しが必要だと思ったら、やっぱり見直ししなければ進めない。あんなでたらめな建設計画で各市町村の議会まで通して、多くの市民にあれもできる、これもできるとバラ色を振りまいて、これはわざとだったのですか。それとも、財政担当が全く知らない人がつくった計画ですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

当初の建設計画につきましては、当然その時点での一定の見通しの中で計画立てておりましたが、その後いろいろと三位一体の改革であるとか、あるいは地方分権が一層進んできたというようなことから、行政改革の点も反映されて、厳しい状況になってきたというものが見直しにつながっているということであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 後ろから結果論と言いますが、これは結果論ではないです。これからますます三位一体も重なって、難しくなってくる。それと、私ちょっと二、三部落話ししに行きますが、市民はどうしてこれほど最初の計画と狂ってきたのか必ず聞かれます。後ろの議員の皆さんもそうだと思うのです。なぜかというときに答えられない。それを私は、できないけれども、大きな予算を組んでバラ色をわざと書いたのか、財政を専門でやっている人ならこんなできない仕事は初めからわかったと思うのですが、わざとこれを書かなくては合併に影響を与えたのか、それとも全く財政知らない人が書いた計画だったのか、それを伺いたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

この計画については、合併時の中でいろいろと協議をして作成をしたということで、その段階ではすべてにおいてこの計画を実施すべきであるということでありました。先ほど言いましたが、国の改革等の影響もあって見直しをせざるを得なかったということでもありますので、よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 三位一体の改革の影響は、ないとは言っていないのです。私はそうではなくて、三位一体の改革の影響は大きいですが、当初の建設計画が余りにも間違いが多過ぎた影響の方が後年度に、16年、17年に来て大きかったのではないかと聞いたかったのです。恐らくここへまた三位一体重なってきて630億削減しましたけれども、財政計画で見直しです。まだ100億ぐらいは途中から、5年計画を立てていくと思いますから、見直しが必要になってくるということになる可能性は強いと思う

のです。そうすると、合併する前よりもかなり悪い状況を生んでしまうということになります。ただ、この表で、私のつくったもので見ていただければわかるように、平成20年までは合併に伴ういろんな交付金やら補助金がついていますので、合併した方がよかったと思いますが、20年以降は合併に対するメリットは少なくなるわけです。そうすると、一市になる前となった後どちらがよかったという比較はそこで生まれてくるかもわかりませんが、とにかく建設事業費だけを見ると、平成14年に140億、平成15年に168億あったのが、見直しかけて、ことしは100億しか組めないで、先ほど言いましたが、見直しの建設計画に対しては44%まで抑えられているということでもありますから、少なくとも合併前の水準には私はいくと思っているのですが、それよりも30億ぐらい少ない。それは予想していましたか。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

予想はそこまでしていなかったわけですが、こうした国の影響等が大きいということだけは見直しの要因だったということでもあります。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 時間が少ないので、裏面を見てください。

ナンバー2は、テレビで報道されていたので、一生懸命書いた文章を探して、やっと見つけたやつですが、埼玉県志木市というところで、人口規模は佐渡市とほぼ同じなのです。そこで、ちょっと網かけた部分を読みますが、「1,648に上る市役所の業務のうち、半数を超える842の業務について、将来的には市民による運営にゆだねることができる」との結論を下した」、2段目の左側では「志木市では03年2月に「地方自立計画」を策定し、20年にわたる職員の新規採用凍結を表明。正規職員を619人から20年後に301人まで削減する一方」、下の段「さらに将来的には、「30人から50人程度の正規職員と市民が運営する市政を目指す」と。一番下の段見てください。「国民健康保険税の税率見直しや保育料、下水道料金の引き上げ」、それから職員のボーナスは全面カットです。それから、「市長、教育長の給料10%カットなど、人件費も大幅に削り込む」と。次に、「放漫財政でないにもかかわらず、財政がピンチに陥っていることについて」「職員の人数が多すぎる」と書いてあります。616人で多過ぎて、これだけのことをやらなければ財政がもたない、そういう志木市であります。

ナンバー4、これは去年の定例会で私が紹介した愛知県の高浜市です。10年間職員の不補充です。かわりに株式会社をつくって民間を入れて、その民間の人は下から2段目……

〔「網のかかった……」と呼ぶ者あり〕

○48番（近藤和義君） そうです。

株式会社では、3分の1の人件費で、公務員に対して3倍の雇用を生み出しているという事例であります。

真ん中、横浜市。横浜市は、事業仕分けで歳出を削減しているということでもあります。上読みます。「他市の議員や職員に加えて、民間企業のサラリーマンなども参加。横浜市の福祉事業」、これ最後に福祉にも、聖域に食い込んでおります。その前中田市長はいろんなことをやってきましたが、最後は「福祉事業を対象に、「要・不要」や「民間への移行」などの提言をするための「外部評価」を実施した」と。「衆議院議員だった中田宏氏が市長に就任した02年以降、福祉分野にも歳出削減のメスが入り始めた。社会福祉

施設に対する上下水道料金減免の廃止や市民税非課税世帯からの保育料の徴収、敬老パスの有料化など、福祉サービスの歳出カット総額は03～05年度までの3年間で100億円」「必要か必要でないか、税金を使って行う必要があるかどうかを論じていく。行財政改革は結局は歳出削減に尽きる。耳当たりがいいことを言っている、結局は切らなければ改革は始まらない」ときっぱり話す」「福祉事業に先立って行った経済局事業の仕分けで、104事業のうち40事業を不要だと判定。その歳出規模は83億円に上った」と上の表に書いてあります。59%を切りました。民間に21%やって、全く不要として切ったのが40事業83億円。佐渡市は、そんなに20年も人件費を凍結してなんて言うつもりは私ありませんが、先ほど来話していますようにどんどん、どんどんと財政状況は厳しくなっていますが、こういう構えは必要だと思うのですが、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 世の中というのは浮き沈みがたくさんありまして、状況に応じて身を変えるということが何よりも一番大事だというふうに思います。そういう意味で、素早くこういうふうに対応した例を。例えば合併しないで、志木市なんかは合併しないと、一挙にこれをやらなければいかん。我々は、合併したからいいというのではないのです。議員がおっしゃるように、10年間は何とか合併しないよりも比較的穏やかにいける。しかし、その後は、これはわからないわけです。ですから、そのことについては当然我々是对応していかなければいかんわけですし、それに対応するだけの職員の確保のほども必要だというのは本当に議員のおっしゃるとおりだというふうに私は思います。ですから、この後ここまでいなくていいような対応をぜひしたいというふうに思っております。

ここで念のためあれですが、三役は給料10%、職員のボーナスカット、ぜひここまではいなくても、こういうことがあるということを理解してもらいたいというふうに思います。ラスパイレスも佐渡市と似たようなところではないか。佐渡は89、ここは90%ちょっと超えたぐらいと書いてありますが、サイズも似たようなところですし、こういうところを参考にしながらやらせてもらいたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 議員は、十何人だったみたいです。

さて、あと一つ、二つしか質問できなくなりましたが、機構改革について質問させていただきます。機構改革、議会事務局に調べていただきました。全国の1,700人の職員を抱えている市、それと正職員、事務職員800人を抱えている市、それぞれ10カ所か12カ所か調べていただいた中で、すべてが部制です。私これだけではなくて、本庁機能強化を図るためには部制が必要だろうということでありますので、執行部の改革案に賛成するものです。ただ、中身を見た場合に、私も古い感覚かも知れませんが、幾つか問題点と思うところがあります。先週役場庁舎の中の本庁の職員ともちょっと話をしたのですが、産業観光部というのは観光商工と農林水産が同じ部内にあるというのは私も聞いたことがないし、県へ行っても、国へ行ってもそんなところはない。これはおかしいかと、ちょっと理解に苦しむところであります。

それから、もう一つは増員するわけです、いずれにしても。増員分の箱物を用意してから改革をして人間を集めるというのは普通の姿ですが、とりあえず人間何人集まるかも質問しますので、答弁ください。何人集まるかわからないのに後で箱物を考えてみるというようなことで、同僚議員の質問にあったように、分庁でとにかく不便でしょうがないから本庁機能を強化するのに、また集めた人間をあちこちの旧町村へ

散らばすようなことは逆効果です。だれが考えてもそうだと思うのです。

それから、暫定、暫定と言われますが……書いておいてください、あともう質問できませんから。暫定のめどはどのぐらいですか。それと、それに伴って支所の統廃合が連動していると思うのですが、支所の統廃合のめどはいつごろですか。

それから、4月からのこれが通った場合、本会議の出席メンバーはどなたになるか。それだけは、お決まになっていると思います。お願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） それでは、お答えいたします。

まず第1番目、産業観光部であります。これは第1次産業、第2次産業、そういったものを振興していこうということで産業観光部という形にいたしました。一つに、県の方でも機構改革を進めておりまして、現在県の方では産業労働観光部という形の中で機構改革をやろうということで、そのことも参考にさせていただいたところであります。

それから、増員の関係であります。その姿を示すということですが、まず私どもとしては本庁、支所の仕事の役割分担をきちんとしようということで今そのことを進めております。部制にして、そして本庁機能強化をしようということですから、20人規模で増員をしたいというふうに考えております。

それから、暫定の用途はということですが、10年の中でのできるだけ早い機会に、また活性もしていくような努力をしていきたいというふうに考えております。あわせまして、支所の統廃合についても同様であります。

それから、4月以降の庁議、あるいは議会への出席につきましては、今のところ部長プラス主要な課長というふうに考え、今のところ支所長については考えておりません。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で近藤和義君の一般質問は終わりました。

これで全部一般質問は終わりました。

日程第2 議案第290号及び議案第291号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第2、議案第290号及び議案第291号を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 早速議長からお許し得まして、議案第290号、議案第291号のご説明を申し上げます。この二つは、関連した同趣旨の議案でもございますので、一括してご説明申し上げます。

議案第290号 公有水面埋立てに係る意見について（江積地内）、議案第291号 公有水面埋立てに係る意見について（江積地内）、以上2議案は佐渡市が実施する漁業集落環境整備事業により漁業集落排水終末処理場用地及び緑地広場用地を造成するため公有水面を埋め立てすることについて、新潟県知事及び新潟県佐渡地域振興局長から別紙のとおり意見を求められたので、異議のない旨答申することについて、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、同一の事業用地ではありますが、管理者の異なる公有水面を埋め立てするため別々の議案として提案するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） これより議案の順序に従い質疑に入ります。

議案第290号 公有水面埋立てに係る意見について（江積地内）の質疑を許します。

祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 今市長が一括してということですので、一括して質問させていただきます。

これは、私どもの所管になりますので、あす現地を確認することになりますが、私ども委員会として今後下水道の整備については漁業集落、農業集落というものはやらない、合併浄化槽で措置した方が今後の財政運営にもいい方向であろうということではほとんど一致をしております。そういう中でこのような提案が出てきたというものに対して執行部の説明をいただきたい。私ども委員会としては、何度も何度も議論しながら、合併の方がいいだろう、効果的だというふうに今担当課には伝えてありますので、その辺のことをどういうふうな形でとらえているのかお聞かせいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

農林水産課長補佐。

○農林水産課長補佐（本間俊一郎君） お答えいたします。

この事業は、合併前の旧小木町で基本設計等を行いまして、その後16年度に水産庁の新規事業箇所として認可を得ました。そういう関係で今回小木の江積、田野浦の集落排水を実施すると、そういうことでございます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 今、市長、聞きましたですか。合併前のものだということですが、今この関係では幾つかのトラブルがあります。合併前の事業をやってきたために、今回の関係では市長減給までしました。やはりこれはしっかりと見据えてやりませんと、とんでもないことになっていくのです。公有地造成ですから、これ埋め立てにも市がかかわるのでしょうか。結果すると、今までやってきたところを壊して埋め立てするのです。基本的にこういうものが認められるのかどうか私非常に疑問なのです。必要かどうかです。これみんな漁業施設を壊して、またつくるのです。ですから、そういうことも基本的にこれでいいのかという感じが私はしますが、その辺をこれは市長がしっかり答弁すべきです、提案者ですから。やっぱりそういう我々が今議論してきたことをどういうふうにつかまえて提案しておるのか、しっかり教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 私もこの説明については、漠然と効率がいいか悪いかについては、あの集落は非常にまとまっているものですから、それなりの効率がいいのだろうなというふうな認識でした。もう一つは、あそこの今までの壊してという認識が私も欠けていたので、そのことについては非常にじくじたるものがあるのですが、私も同じように今までのやってきた仕事の最後の仕上げだというふうに理解していたものですから、そういう状況しか今私の判断の中にはありませんで、まことに申しわけないと思うのですが、これについて私の頭の中には効率の云々というのは現在ないものですから、そういう状態なので、申

しわけありませんが。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 市長、これは小木町が合併前に企画して、水産庁へ上げて、認定を受けたと、こういう事業であるという説明です。これをだめにするということは、それはあんた今後についても大変難儀なことは私はわかるのですが、例えばそれでは義務教育国家予算、学校の統合なんかもこれ例からいうと同じようなことになります。事業申請を先に上げておったら、これは議会は物を言わずに、それを認めなければならぬということの前提になってしまいますが、そういったことは今後出てこないのですか、こういうような。私が心配しているのは、祝君が言うように、実は漁業集落とか農村集落とか非常に聞こえはいいのです。ところが、一番そこら辺が残念ながら過疎化が進んでおって、個人負担が多くなっていくのです。かつて相川町で、今池田先生がおる達者あたりでそういう漁業集落の今の排水事業、それができなくなった。相川町はそういう経緯がありまして、それは許可申請をもちろん当時の町長は上へ上げて、おりてきました。しかし、おりてきたからといって、これをにしきの御旗で、行政がたえ得る見通しを立てなくても、これをやっていかなければいかんというような、今後とも市長がそういうお考えを持つのかどうか。それは合併前の話ですから、私はあえてできるものならしてやりたいとは思いますが、非常にそういうしわ寄せというか、大きな財政ひずみというものがかかっているのではなかろうか、個々に。そして、それを当時上げたときのより、また人口が減っておったとすれば、減った分はこれは行政で持たなければならぬと、こういうことになってくるかと思うのです。だから、そういったことを大所高所からご判断なさって、先々申し出ておったのが予算がついたからこの事業はやらざるを得ないという見方をして事業を進めるのが江積あたりのためになるのか、あるいは合併槽でやっていくのが個人的に事業として参加しやすく後の始末がいいということになるのか、そういったことを今後ともよく分析して私は市長にこういう提案をしていただきたいと。もうあなた方、これは国が、あるいは農林水産省がそういった意味で許可してきておるのだから、これについては我々末端行政は実は逃げられないのですよと、由無しに頼みますという、こういう切り札で出てきたのです。果たしてそういったことがいいのかどうか、また今後こういうのがあるのかないのか、そういったことを含めて今私が申し上げていることについてのご回答をいただきたいと、こう思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） なかなか重い質問でありまして、今回ないのかと言われますと、ここのところできちんと漁業集落だけについて今後あるのかどうかについてお答えさせます。それから、今回の件につきましては内容精査しなくて、それがおりてきたから、お願いしておきながら言うのもあれなのですが、今までの流れからいきますと、地域が申請して、お願いして許可を得たということでもありますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 市長、1点だけひとつ、では確認をしておきたいと思うのですが、申請時にあった戸数が引込んでおったと。100あったものが仮にもし98になっておったとすれば、その2戸分の、今後そういったことはないかと思うので、総務課長は首振っているけれども、それは申請どおりの数字で間

違いないのかどうか。そういった意味で、後の行政からのそういう補てんというものをせざるを得ないというような状況は生まれないのかどうか。申請どおりに青図はそのとおりだというのであれば、市長は今そういうお話をされましたから、その件に関しては私もわかり切って質問しておるのですが、それはあえて反対するものではありませんけれども、いわゆる費用対効果を考えて、今後の効率ということも考えながら、そういったことのご判断をいただきたいということで申し上げたのですが、これに関しては申請時とは何ら数字は変わっていないと、そういうことで確信できるということでよろしいですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 齊藤小木支所長。

○小木支所長（齊藤 博君） お答えいたします。

この2集落につきましては、江積集落26戸、それから田野浦集落19戸は変わりありません。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） ダブらない範囲でお聞きをいたします。

まず、第1点は、追加目次の一番末尾についておるのですが、ここに埋め立ての方法等が書いてあるわけですが、そこで、埋め立てに用いる土砂等の種類と、これはしゅんせつ土砂及び山土となっておりますが、山土をとる位置が明示されていないが、これはなぜ明示されていないのかということが1点。これは、明示しなければだめなのです。変なところから土とって、後でもってまたえらい問題になるのです。それがないではないか、これには、いいですか。

それから、もう一つ、埋立地の用途ということになっておるが、これについては漁業集落環境整備施設用地と、こうなっておるわけで、これに対する説明はないではないか。この環境整備施設用地ということでは、大きくくりではわかります、私どもも何に使うのか。つまり船揚げ場ではないということだけはわかります。しかし、それは内容は何なのかということを先ほどからちょろちょろと、これは公共下水道はだめですよと、いわゆる集落合併浄化槽の方がいいよという発言があるわけです。しからば、この環境整備というものの内容は何なのかと。

まず、この2点についてお答えを願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 2点についての答弁を許します。

齊藤小木支所長。

○小木支所長（齊藤 博君） お答えいたします。

埋立用地につきましては、排水処理施設用地と緑地広場、防災区域も含めたものの用地でございます。以上です。

もう一点、残土につきましては、漁港のしゅんせつした残土がございますので、それを利用させていただきます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 市長、よく見ておきなさい、あんた。たったこれだけのことにうろちょろしておる。本庁が答弁できぬから支所だと、そんなままで機構改革なんかやったって満足なものではないということを私は言っておるのですが、さてそれは余談ですが、まず山土というのはどこからとるとい

ことを明示しなければいけないのです、これは埋め立ての場合は。明示がないではないかということを私言っておるのです。これは大問題になるのです。変なところから土持ってきたといって、また埋め立てやり直しさせられた事業者がおるのです。

それから、これを見ますと、埋め立てに関する工事の施工に要する期間というのは着工の日から2年です。そうすると、そもそも私はここから先はちょっとわからぬから聞いておくのですが、もしこれが排水に要する用地と、こうなっておるのですが、それが公共下水道でないとすれば一体何の排水であるか、あるいはまた合併浄化槽でないとすれば一体何のための排水用地なのかということです。それで、2度3度立てぬから、ここで質問しておる趣旨を申し上げますが、つまり埋め立て開始から2年間たたなければ土地造成ができないと、ここでは書いておるわけ。そうだとすれば、もし効率の悪い公共下水道を張りつけておるというのであれば、それは同じ環境整備施設として埋め立ての間に計画変更ができるというふうに私は思うのです。だから、そういうことも含めてお聞きをします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

田畑水道課長。

○水道課長（田畑孝雄君） お答え申し上げます。

この事業は、漁港と一緒に同時に整備されてやりまして、その中にメニューの中に漁港の整備と、それから漁業集落排水整備事業というのがあるわけで、これ公共下水道ではなくて漁業集落排水整備事業と漁港の外郭の整備をやるということの事業であります。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） どこから土は持ってきたのかということの質問でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 暫時休憩します。

午後 5時40分 休憩

午後 5時47分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開します。

斉藤小木支所長。

○小木支所長（斉藤 博君） お答えいたします。

山土につきましては、ちょうどこの時期に江積線の改良工事がございます。距離にしまして1.5キロくらいですが、その土質検査もしております。それで、2万立米ぐらいの予定で今計画しておりまして、しゅんせつの分が今確保されているのが7,000立米あります。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第290号についての質疑を終結いたします。

議案第291号 公有水面埋立てに係る意見について（江積地内）の質疑を許します。

金光英晴君。

○38番（金光英晴君） 先ほど来質問が出ておりますけれども、昨年6月、一番最初の議会のときに予算

審議の中で建設常任委員会から、農排については今後やめるべし、それから漁排についてはやむなしというような意見がついていたかと記憶しております。このときに、先ほど答弁にもありましたように旧町村からの計画であったということを全体事業として示していたならば、もっと違った結果になっていたのではないかと思いますので、なぜ去年漁排の説明をするときにこの事業もあわせて説明しなかったのか教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 齊藤小木支所長。

○小木支所長（齊藤 博君） お答えいたします。

昨年の6月の時点では漁業集落環境整備の計画はありましたが、私の段階ではその辺ちょっとわかりかねますが。

○議長（浜口鶴蔵君） よろしいでしょうか。

金光英晴君。

○38番（金光英晴君） そうであるならば、建設常任委員会が踏み込んだ意見を出したということでありませうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 申し上げますが、意見を付したとかどうかということではなくて、今議案第291号の趣旨についての質疑を行っておりますので、よろしくお願いします。

○38番（金光英晴君） ですから、先ほど私が質問したことに答えていないので、お聞きしているのですけれども。

○議長（浜口鶴蔵君） では、休憩します。

午後 5時51分 休憩

午後 5時55分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開します。

田畑水道課長。

○水道課長（田畑孝雄君） ご答弁申し上げます。

この事業でございますけれども、平成16年の4月16日に事業認可を得ていまして、昨年の6月の建設常任委員会の中でそのことを説明したというふうに言っていますけれども、その内容につきましては私も今ちょっとよく記憶していませんので、委員会の中で詳しく説明したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） いいのです。これ以上困らせる質問は、するつもりはないのです。ただ、不備な点があるので、これは委員会審査までにちゃんと説明書類をそろえて、そして委員会審査をするようにと、この1点だけ申し上げておきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第291号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第290号及び議案第291号については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

日程第3 発議案第14号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第3、発議案第14号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

梅澤雅廣君。

〔53番 梅澤雅廣君登壇〕

○53番（梅澤雅廣君）

発議案第14号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成17年12月12日

提出者	佐渡市議会議員	梅澤雅廣
賛成者	〃	渡部幹雄
〃	〃	竹内道廣
〃	〃	小杉邦男
〃	〃	猪股文彦
〃	〃	本間千佳子

真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにある。

地方六団体は、平成18年度までの第1期改革において、3兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年の3.2兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る7月20日に残り6,000億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案（2）」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

政府・与党においては、去る11月30日、「三位一体の改革について」決定され、地方への3兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、「地方の改革案」に沿って平成19年度以降も「第2期改革」として、更なる改革を強力に推進する必要がある。

よって、国においては、平成18年度の地方税財政対策において、真の地方分権改革を実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

記

1 地方交付税の所要総額の確保

平成18年度の地方交付税については、「基本方針2005」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来たすことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。

また、税源移譲が行われても、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

2 3兆円規模の確実な税源移譲

3兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への10%比例税率化により実現すること。
また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

3 都市税源の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

4 真の地方分権改革のための「第2期改革」の実施

政府においては、「三位一体の改革」を平成18年度までの第1期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成19年度以降も「第2期改革」として「地方の改革案」に沿った更なる改革を引き続き強力に推進すること。

5 義務教育費国庫補助負担金について

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方の改革案」に沿った税源移譲を実現すること。

6 施設整備費国庫補助負担金について

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50%とされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、「第2期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

7 法定率分の引き上げ等の確実な財源措置

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。

8 地方財政計画における決算かい離の同時一体的な是正

地方財政計画と決算とのかい離については、平成18年度以降についても、引き続き、同時一体的に規模是正を行うこと。

9 「国と地方の協議の場」の制度化

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的で開催し、これを制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） これより発議案第14号についての質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第14号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

○議長（浜口鶴蔵君）　以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

午後　５時５８分　散会